

令和3年8月20日

令和3年第3回岬町議会定例会

第2日会議録

令和3年第3回 岬町議会定例会第2日会議録

○令和3年8月20日（金）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 奥野 学
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 道工 晴久

欠席議員 0名、 欠員 0名、 傍聴 5名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛
副町長 中口 守可	総務部理事	寺田 武司
副町長 松岡 裕二	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
教育長 古橋 重和	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂 嘉文
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部理事	松本 啓子
財政改革部長 相馬 進祐	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨
しあわせ創造部長 松井 清幸	都市整備部理事	吉田 一誠
都市整備部長 奥 和平	会計管理者 兼会計室理事	福井 智淑
教育次長兼指導課長 澤 憲一	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川 正純
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長 廣田 尚司	財政改革部 財政改革課長	内山 弘幸
まちづくり戦略室理事 危機管理監 兼危機管理担当課長 増田 明		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和3年8月17日から9月7日（22日）

○会議録署名議員

6番 反保多喜男

7番 辻下正純

---

#### 議事日程

日程第 1	議案第54号	令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）について
日程第 2	議案第55号	令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について
日程第 3	議案第56号	令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）について
日程第 4	議案第57号	工事請負契約の締結について（令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事）
日程第 5	議案第58号	阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
日程第 6	議案第59号	阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
日程第 7	議案第60号	町道路線の廃止及び認定について
日程第 8	議案第61号	岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
日程第 9	議案第62号	非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第63号	岬町立集会所条例の一部改正について
日程第11	議案第64号	岬町立みさき公園条例の一部改正について
日程第12	議案第65号	岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第13	議案第66号	岬町教育委員会委員の任命について

日程第14	議案第67号	岬町教育委員会委員の任命について 令和2年度成果報告・決算に関する説明
日程第15	認定第1号	令和2年度岬町一般会計決算の認定について
日程第16	認定第2号	令和2年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第17	認定第3号	令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第18	認定第4号	令和2年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について
日程第19	認定第5号	令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について
日程第20	認定第6号	令和2年度岬町介護保険特別会計決算の認定について
日程第21	認定第7号	令和2年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について
日程第22	認定第8号	令和2年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について
日程第23	認定第9号	令和2年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について
日程第24	報告第3号	令和2年度岬町健全化判断比率の報告について
日程第25	報告第4号	令和2年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
日程第26	報告第5号	令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
日程第27	議案第68号	令和3年度岬町一般会計補正予算（第6次）について
日程第28		一般質問

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

警報で大変議会が延びました。本日の運営につきましては、スピーディーに事が運びますよう一つご協力をよろしくお願いします。

それでは、ただいまから令和3年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○道工晴久議長 日程第1、議案第54号、「令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第1、議案第54号、「令和3年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」をご説明いたします。

新型コロナウイルスの感染の急拡大の影響により、国は現在の「緊急事態宣言」を大阪府を含む6つの都府県から13の都府県に、「まんえん防止等重点措置」は北海道を含む6つの道と県から16の道と県にそれぞれ適用を拡大することとし、期間についても9月12日まで延長することとなりました。

感染力の強いインド由来のデルタ株の影響とみられ、これにより、都市部を中心に感染「第5波」の到来が鮮明となってきております。

発令より景気の先行きに再び影を落とすこととなることから、景気の動向につきましては今後とも注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましても財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては緊急性の高い経費を中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,009万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,202万8,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては8ページから13ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、1,510万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、いずれも前年度の精算に伴い、障害者自立支援給付費負担金430万2,000円を、障害者医療費負担金134万6,000円を計上するほか、新型コロナウイルスワクチンの接種対象年齢の引下げ及び医療機関が時間外・休日接種を行った場合の加算分の増額として新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金659万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金といたしまして、子どものための教育・保育給付費府費負担金の前年度精算分2万9,000円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、2,353万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金1,680万6,000円を、西畑池谷自治区墓地内通路改修工事及び小島地区へ消火用水量を安定的に供給するために、大阪広域水道企業団が行う配水管布設替工事に係る消火栓等設置・管理費負担金などに充当するための多奈川財産区特別会計繰入金430万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰越金といたしましては、令和2年度決算に伴い前年度繰越金442万1,000円を計上いたしております。

諸収入といたしまして210万8,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、公用車の物損事故の修繕に伴う自動車損害共済保険金61万3,000円を、いずれも受託事業費の決定に伴い大阪府の受託事業であります海釣り公園道の駅受託事業収入1万2,000円を、国の受託事業であります道の駅「みさき」受託事業収入148万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

町債といたしまして、町道大日美崎苑線側溝改修事業に充当するための町道整備事業債490万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては14ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、1,133万8,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、庁舎警備業務委託に係る10月以降の契約について、入札に当たり深夜警備や最低賃金の引上げなど、従来の積算内容を見直したことに伴う警備業務委託料340万4,000円を、多奈川平野地区の町有地にある建物の老朽化により災害時等に屋根材が飛

散するおそれがあるための建物解体工事385万円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては1,176万2,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、いずれも前年度の精算に伴う自立支援医療（更生医療）府費負担金返還金371万円を、児童手当国庫負担金返還金280万4,000円を、子育て世帯への臨時特別給付金府費補助金返還金に係る事業費分と事務費分の合計127万円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費といたしまして、813万7,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチンの接種対象年齢の引下げ及び医療機関が時間外・休日接種を行った場合の加算分の増額に係る新型コロナウイルスワクチン個別予防接種委託料659万9,000円を、西畑池谷自治区墓地内の急斜面となっている通路を安全対策のために階段状にする改修工事129万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

商工費といたしまして145万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、いずれも受託事業費の決定に伴い、国の受託事業であります道の駅「みさき」情報提供施設等維持管理委託料144万1,000円を、大阪府の受託事業であります海釣り公園道の駅管理委託料1万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

土木費といたしまして、1,313万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、町道大日美崎苑線の側溝の水が大雨時にあふれやすくなっていることに対応するための改修工事500万円を、西畑池谷地区内の西川護岸については、台風などの異常気象時に洪水が発生し、農地に被害が発生しており、河川護岸の嵩上げ工事に必要な測量設計業務委託料355万3,000円を、また、町営住宅入居者の退去などにより空き家となっている2戸に係る町営住宅改修工事180万円をそれぞれ計上いたしております。

消防費につきまして、消火栓等設置・管理費負担金276万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、消火栓の設置・管理に要する費用、その他水道が消防用に使用することにより増加した水道施設の設置・管理に要する費用につきましては、地方公営企業法などの規定により町が負担することになっておりますが、今般、小島地区への消火用水量を安定的に供給するために、大阪広域水道企業団が行う配水管布設替工事に係る管渠の増径に要した費用を計上するものでございます。

教育費につきましては、150万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、中学校において体育館の屋根が防水シートの劣化により雨漏りが発生していることに対応するための改修や、日没後の下校時の安全対策として照明器具の設置などの中学校改修工事100万円を、

淡輪公民館の講堂に設置している音響設備が老朽化により使用に支障をきたしていることから更新を行うための音響設備設置業務委託料と、アンプ・スピーカーなどの音響設備としての機械器具費の合計50万円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、4ページをご参照願います。

「第2表 地方債補正」をご覧ください。町道大日美崎苑線側溝改修事業の実施に伴い、町道整備事業の起債限度額を1億2,220万円から1億2,710万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和3年度岬町一般会計補正予算(第5次)について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第2、議案第55号「令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)について」を議題とします。



本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第2、議案第55号、令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明いたします。

本補正予算は、前年度の介護給付費等の確定に伴う国、府及び支払基金の負担金の精算に伴う返還金と前年度の余剰金の処理について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,859万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,114万8,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰越金として、前年度繰越金6,859万9,000円を増額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

諸支出金及び還付加算金としまして940万2,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国、府支払基金に対する精算返還金でございます。

次に、基金積立金としまして5,919万7,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費の確定に伴い、その余剰金を基金に積み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「令和3年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について」は、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第3、議案第56号「令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第3、議案第56号、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ430万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,275万1,000円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として多奈川地区財産区基金繰入金430万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金、繰出金として、一般会計繰出金430万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施します小島地区への配水管布設替えに伴う負担金等の財源として繰り出すものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和3年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第4、議案第57号「工事請負契約の締結について(令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事)」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第4、議案第57号、工事請負契約の締結について(令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事)につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事、契約の方法は指名競争入札でございます。

契約金額は5,012万7,000円、うち消費税及び地方消費税の額は455万7,000円であります。

契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町多奈川西畑785番地。有限会社岬造園土木、代表取締役由村義廣でございます。

契約の経過及び工事概要につきましてご説明いたします。

議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果経過調書をご覧ください。

工事名、工事場所は省略させていただきます。

工期は議会の議決日から令和4年3月31日まで。

入札予定価格は税抜きで6,329万2,000円となっております。

入札予定価格が3,000万円以上のときには低入札価格調査制度を適用しており、調査基準価格は税抜きで4,936万7,760円と定め、事前に公表を行いました。

同じく、入札予定価格が3,000万円以上のときには失格基準価格を設けており、失格基準価格は税抜きで4,493万7,000円と決めました。

なお、失格基準価格については事前公表ではなく、落札者の決定後に公表を行っております。

入札年月日は令和3年7月26日でございます。

指名業者数は調書記載の10社で、全社が応札し、8社が調査基準価格を下回りました。

最低価格で入札した業者は失格基準価格を上回っていることから、この業者から当該価格で入札した理由、入札価格の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め、7月29日に関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約内容に適合した履行が確保されるかについて調査を行いました。

業者の積算では、工事目的物を造るために直接必要とされる費用である直接工事費は、一部工種において町の設計額を下回っておりますが、取引業者等の見積書を添付しており、事業所が現場に近いこと、自社所有の建設機械を有効に活用することにより、その他の関連する経費を抑えることができるとの説明がありました。

失格基準価格を上回っており、必要な項目についての積算も行われていることから、当該業者を落札業者として決定し、8月4日に仮契約を締結いたしました。

なお、落札率は予定価格の72%となっております。

2ページをご覧ください。

本工事の概要は、道路整備に伴う土木一式工事で、工事延長175.5メートル、片道1車線3メートル、全幅6メートルの道路となります。

3ページに工事箇所を、4ページに詳細図を記載しております。

工事箇所は、府道岬加太港線から健康ふれあいセンター、美化センターへ向かう道路で、路盤を整備する擁壁工、排水構造物工、安全施設工、舗装工などが工事内容となります。

以上が、議案の概要でございます。

本件については事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りま

すようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「工事請負契約の締結について（令和3年度町道美化センター連絡線道路改良工事）」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第5、議案第58号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第58号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明いたします。

本件につきましては阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係市である阪南市及び泉南市と協議をすることにつき、同条第3項において準用する同法252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、介護認定審査会の庶務の担当を令和4年度より岬町から阪南市に変更することについて、関係市であります阪南市及び泉南市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましてご説明いたします。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

変更する項目といたしましては、第5条から第12条中に規定されています市町等の名称を介護認定審査会の庶務を岬町から阪南市に変更することに伴い、岬町長を阪南市長に、阪南市長及び泉南市長を泉南市長及び岬町長に、岬町を阪南市に、阪南市及び泉南市を泉南市及び岬町に、岬町議会を阪南市議会にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則第3項につきましては、次の庶務担当である阪南市の条例等を適用するよう改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この規約の変更は令和4年4月1日から施行することを規定しております。

以上が、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第6、議案第59号「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規

約の変更に関する協議について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第6、議案第59号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明いたします。

本件につきましては、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係市であります阪南市及び泉南市と協議することにつき、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、障害支援区分認定審査会の執務する場所を令和3年10月より変更すること及び障害支援区分認定審査会の庶務の担当を令和4年度より岬町から阪南市に変更することについて、関係市であります阪南市及び泉南市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましてご説明いたします。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

変更する項目といたしましては、第3条中に規定されています執務場所を阪南市保健センターから阪南市役所に改め、第5条から第12条中に規定されています市町等の名称を障害支援区分認定審査会の庶務を岬町から阪南市に変更することに伴い、岬町長を阪南市長に、阪南市長及び泉南市長を泉南市長及び岬町長に、阪南市を岬町に、阪南市及び泉南市を泉南市及び岬町に、岬町議会を阪南市議会にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則第2項におきましては、次の庶務担当である阪南市の条例等を適用するよう改めるものでございます。

また、附則といたしましては、この規約の変更は令和4年4月1日から施行すること、執務場所の変更を定めた第3条の改正規定は、令和3年10月1日から施行することを規定しております。

以上が阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思

います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第7、議案第60号「町道路線の廃止及び認定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第7、議案第60号、町道路線の廃止及び認定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、町道路線の廃止及び認定を行う必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容としましては、現在、(仮称)町道池谷向出連絡線道路整備事業の道路の設計や用地測量を実施しており、今後の道路用地の土地取得などに先立ち、町道池谷向出連絡線の認定を行うものでございます。

なお、既存の町道長尾筋線と新たに認定を受ける町道池谷向出連絡線とで重複する区間があるため、既存の町道長尾筋線を一旦廃止し、重複区間を除き、新たに個々で認定するものでございます。

それでは、町道路線の廃止について議案書の裏面の町道廃止調書及び2ページに路線廃止箇所図、3ページに参考図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

廃止する町道につきましては、路線番号2090、路線名は長尾筋線、起点が深日1507-



12、終点が深日2686、延長は120.5メートルでございます。

続きまして、新規町道路線の認定でございますが、4ページの新規町道認定調書及び5ページに路線廃止箇所図、6ページに参考図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

新たに認定する町道につきましては、路線番号2090、路線名は長尾筋線、起点が深日1821-5、終点が深日2686-2、延長は100.3メートルでございます。

次に、路線番号2239、路線名は池谷向出連絡線、起点が深日1507-12、終点が深日1814-3、延長は80メートルでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「町道路線の廃止及び認定について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第8、議案第61号「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 日程第8、議案第61号、岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国の基準に適切に対応

できるよう規定の整備を行うため、本条例の全部を改正するものです。

条例改正案について、資料により説明させていただきます。

まず、改正理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、児童福祉法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して、市町村が条例で定めることとされているところ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたこと、また、今後の児童福祉制度の見直しに伴う運営基準の改正を見据え、当該基準後の国の基準と同じ基準に基づき、速やかに事務を執り行うことができるよう規定の見直しを図ることとしたことから、規定の整備を図ることとしました。

次に、改正概要ですが、第2条関係としまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は基準奨励に定めるところによることとしました。

また、施行期日は公布の日から施行することとしております。

今回の条例改正による影響については、現時点においては本町内に家庭的保育事業を行う事業者が存在しないことから、実際の影響はないものと考えております。

以上が条例改正案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第9、議案第62号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第9、議案第62号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、投票管理者及び投票立会人の交代による従事時間に対応する報酬の支払いを行うため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

投票管理者及び投票立会人については、長時間にわたって職務に従事いただくことから、本町においては投票時間の半分をもって交代いただくことも可能とさせていただいており、それに対応して報酬の2分の1の支払規定を設けております。

従事いただく方からは従事時間の柔軟な対応や交代人員を増やすことに対するご意見をいただいております。従事時間に柔軟に対応するため、従事した時間に対応した報酬の支払いができるよう規定の見直しを行うものでございます。

条例案についてご説明いたします。議案書の裏面をご覧ください。併せて、新旧対照表もご参照ください。

別表中、「投票管理者及び投票立会人（期日前投票を含む、以下同じ）が従事した時間が投票時間の2分の1以下の場合、投票管理者及び投票立会人の報酬の日額に2分の1を乗じて得た額とする」、を「投票管理者及び投票立会人、（期日前投票所を含む）が従事した時間が投票時間の2分の1の場合、その報酬の日額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする）とし、従事した時間が投票時間の2分の1以外の場合は、その報酬の日額を投票時間で除して得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとするに、従事した時間数1時間未満の端数があるときは、その端数が30分未満の場合はこれを切り捨て、30分以上の場合は1時間とする）を乗じた額とするに改めるもので、附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第10、第63号「岬町立集会所条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第10、議案第63号、岬町立集会所条例の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、集会所の適切な管理を行うため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

今回、改正を行う緑7集会所につきましては、建て替えに伴う地番の変更、犬飼集会所、石橋集会所、横手集会所につきましては、関西国際空港2期事業の土砂採取事業当時に、工事事業者から各地区に寄附が行われた各地区所有の集会施設について、各地区から地区集会所として町の名義とし、町の集会所として位置づけてほしいとの要望をいただいたことから、これらの施設が地区の集会施設として運営されている状況を鑑み、各地区から施設の寄附を受け、集会所条例に位置づけるものでございます。

条例案についてご説明いたします。

議案書の裏面をご覧ください。併せて新旧対照表もご参照ください。

第2条の表中、緑7集会所、岬町深日2088番地を緑7集会所、岬町深日2049番地ほか

に、犬飼集会所、岬町多奈川東畑28番地の1、横手集会所、岬町多奈川東畑693番地の2を犬飼集会所、岬町多奈川東畑31番地の2、石橋集会所、岬町多奈川東畑450番地の1、横手集会所、岬町多奈川東畑709番地に改めるもので、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、条例の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町立集会所条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第11、議案第64号「岬町立みさき公園条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 日程第11、議案第64号、岬町立みさき公園条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、みさき公園に係るみさき公園施設の撤去工事の完了及び休園措置の解除に伴い、本町が新たな都市公園として先行開園することから、本条例に所要の改正を行うものでございます。

議案書裏面以降に岬町立みさき公園条例の一部を改正する条例案と新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

なお、説明に当たりましては参考資料として添付しております、岬町立みさき公園条例の一部を改正する条例案の概要についてにより説明させていただきますので、そちらをご覧くださいと思います。

まず1の改正の趣旨でございますが、みさき公園に係る公園施設の撤去工事の完了及び休園措置の解除に伴い、新たな都市公園として先行開園することから、これに伴う本条例の諸規定に所要の改正をするものとしております。

次に、2の主な改正内容についてでございます。

(1)の行為の許可第6条関係では、これまで休園部分としていた園内エリアを開放することに伴い、園内での行為の許可の内容を見直し、行商、露天、その他、これに類する行為を許可の対象とする規定を追加するものでございます。

(2)の行為の禁止、第5条関係では、公園内で動物を引き連れる行為を禁止する一方で、盲導犬や町が指定する区域での飼い犬の散歩及びドッグラン施設内で飼い犬の運動を認める例外を追加するものでございます。

(3)の使用の禁止又は制限、第6条関係では、みさき公園の損壊、その他の理由により使用が危険であると認められる場合や、みさき公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合において、区域を定めて公園の使用を禁止し又は制限できるよう、規定を追加するものでございます。

(4)の有料公園施設、第7条の2関係では、先行開園に伴い、園内の有料公園施設として別表1に掲げる野外ステージ及び駅前自動車専用停留所を追加するものでございます。

(5)の公園施設に関する申請書の記載事項等、第7条の3から第7条の6関係では、都市公園法に定める公園管理者以外のものがみさき公園内に公園施設を設け、または公園施設以外の工作物等を設けてみさき公園を占有しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出して、その許可を受けなければならないため、この設置許可と申請書に記載する事項等に関する規定及びこの許可を受けた権利の譲渡等を禁止する規定を追加するものでございます。

(6)の使用料、第8条関係では先行開園に伴い、新たに園内の土地又は公園施設等を使用しようとする者は、別表2に規定する使用料を納付しなければならない旨を追加するものでございます。

(7) の公園施設の設置基準の特例、第20条関係では、都市公園では都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合、いわゆる建蔽率は100分の2を参酌して都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない旨が規定されており、現在の岬町都市公園条例においてはこの建蔽率は100分の2と規定しているところです。

都市公園であるみさき公園は従前から、本町の賑わいの創出または集客及び観光の拠点となっていました。新たなみさき公園においても、この公園が目指す基本的な方向性は同じ位置づけとする一方で、本町の厳しい財政状況や民間のノウハウや活力を生かすため、PFI事業として独立採算型を目標とした事業スキームを可能とするには、集客能力や収益性の高い魅力のある公園施設を設置することが必要であります。

また、本町と同様に、にぎわいの創出または集客及び観光の拠点とすることを設置目的とする他の都市公園の状況を参酌し、町内にある都市公園のうち、みさき公園の建蔽率を100分の6とする特例規定を追加するものでございます。

(8) の使用料、別表第2関係では、第1号では、公園施設を設け、又は管理して公園を使用するものの納付すべき使用料を、第2号では、公園施設以外の工作物、その他の物件又は施設を設けて公園を占用するものの納付すべき使用料を、第3号では条例第4条に掲げる行為をして、公園を使用するものの納付すべき使用料を、第4号では有料公園施設等の使用料を、第5号では使用料の算定に当たっての取扱い等についてをそれぞれ規定するものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和3年10月1日から施行するとしております。

以上が、条例改正案の概要でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町立みさき公園条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第12、議案第65号「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 日程第12、議案第65号、岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の所要の改正を行うものです。

条例改正案について、資料により説明させていただきます。

まず、改正理由といたしましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴う措置でございます。

次に、改正内容でございますが、第42条第1号第5項について改正をしておりますが、これは家庭的保育事業所等の卒園後の受皿機能に係る連携施設の確保を不要とした場合に、代わりに確保すべき連携教育を行うもの等に国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所を加えるものでございます。

改正の内容を簡単に言いますと、待機児童を解消するために、0歳から5歳児を幅広く受け入れることができる事業として、国家戦略特別区域法第12条の4第1項の規定により創設された国家戦略特別区域小規模保育事業、これは特区小規模保育事業と言いますが、近隣の家庭的保育事業所等で保育の提供が終了した3歳以上児を受けている実態がありますが、連携施設として設定することができる施設に位置づけられていません。

これを踏まえ、特区小規模保育事業を実施する自治体における3歳以上児の保育の受皿の確保



を促進する観点から、連携協力を行わせ、または事業所に特区保育事業を行う事業所を加える改正を行うものです。

また、施行期日は公布の日から施行することとしております。

今回の条例改正による影響については、現時点においては、本町に特定地域型保育事業を行う事業者が存在しないことから実際の影響はないものと考えております。

以上が、条例改正案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 お諮りします。

日程第13、議案第66号「岬町教育委員会委員の任命について」及び日程第14議案第67号「岬町教育委員会委員の任命について」の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第66号及び日程第14、議案第67号の2件を一括議題とすることに決定しました。

本2件について提案理由の説明を求めます。岬町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第13、議案第66号、岬町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

岬町教育委員会委員の宮川マサカズ氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1910番地の6、生年月日は昭和29年11月26日です。

経歴等につきましては議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

また、教育委員の任期につきましては4年でございます。何とぞ、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、日程第14、議案第67号、岬町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員の中口敦子氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町深日3175番地の13、生年月日は昭和49年11月17日です。

経歴等につきましては、議案書裏面をご参照いただきたいと思います。

また、教育委員の任期につきましては4年でございます。何とぞ、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本2件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

質疑ですか。

どうぞ、中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほど、町長の提案で議事運営上といいますが、議案第66号の提案のときに、宮川益和氏の岬町教育委員会委員の任命についての提案のときに、お名前をマサカズというふう

に読み違いなされたように思いますので、お名前ですので訂正されたほうがいかと。

○道工晴久議長 ありがとうございます。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 大変失礼いたしました。

再度申し上げます。宮川益和でございます。大変失礼しました、申し訳ございません。

○道工晴久議長 お諮りいたします。

本2件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第66号「岬町教育委員会委員の任命について」を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第66号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第67号「岬町教育委員会委員の任命について」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○道工晴久議長 満場一致であります。

よって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

○道工晴久議長 日程第10、認定第1号「令和2年度岬町一般会計決算の認定について」から日程第23、認定第9号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」までの9件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第15、認定第1号「令和2年度岬町一般会計決算の認定について」から、日程第23、認定第9号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」までの9件は一括議題とすることに決定しました。

これより、令和2年度成果報告・決算に関する説明を求めます。

岬町長、田代 堯君。

成果報告についてお願いいたします。

○田代町長 ただ今、議長のお許しを得ましたので、令和2年度成果報告・決算に関する説明を行わせていただきます。

なお、連日の大雨の影響等により、議会日程に大幅な変更が生じていることなどから、当初予定しておりました令和2年度成果報告決算に関する説明は、事前に各議員の皆様へ配付させていただきましたので、私からは要点を絞った説明とし、簡略化させていただきます。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、併せて日程第15、認定第1号、令和2年度岬町一般会計決算の認定についてから、日程第23、認定第9号、令和2年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定をいただきたく、一括提案を申し上げます。

なお、令和2年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書は、あらかじめ配付しております。

さて、私は平成21年10月に町長に就任してから本年で12年目を迎えます。この間、行財政改革を進め、これまで住民の皆様のご協力の下、平成19年度から実施している固定資産税の超過課税率の見直しを行ってまいりました。

超過課税率0.3%のうち、平成25年度と平成28年度にそれぞれ0.1%ずつの引下げを行いました。

そして、新型コロナウイルス感染拡大に伴う家計への負担を考慮し、令和2年度をもって超過課税を完全に解消する決断に至りました。

平成19年度以降14年間にわたって住民の皆様にご協力をいただき、町の様々な施策に充当させていただきました。この場をお借りいたしまして、住民の皆様へ改めて心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

本町の財政状況は未だ脆弱ですが、引続き行財政改革に努めてまいります。

昨年の年明け以降、コロナの世界的な感染拡大により社会経済の状況が一変いたしました。

本町としましては、令和2年度当初は感染症に関する情報が少ない中でしたが、住民の皆様にご協力をいただき、住民の命と健康を守るための様々な対策を実施してまいりました。

町内医療機関等には感染症対策として防護服、マスク、手袋、消毒薬を配布し、住民が安心して受診できる体制整備を行うとともに、府保健所や検査、相談医療機関と連携し、感染の不安を

訴える住民の相談支援に取り組んでまいりました。

小中学校や淡輪幼稚園などをはじめとする公共施設においては、感染防止対策に必要な備品を整備し、検温、消毒、換気等を促し、施設内での感染防止に努めてまいりました。

また、皆様の生活を守るための対策としましては、令和2年6月使用分から、家庭用の水道料金の基本料金の半額補填や、コロナの影響により納税が困難となった方に対する納税猶予、小学校・中学校給食費の無償化などを実施いたしました。

また、独り親家庭や障がい児を扶養する家庭には子ども一人につき10万円を支給するなど、家計への負担軽減に取り組みました。

加えて、コロナにより事業活動に影響を受けた事業者への支援を目的として事業者支援金制度を創設し、一定の要件を満たす者に支援金を支給するとともに、大阪府の休業要請支援金の一部を負担してまいりました。

さらに、感染防止のための活動、自粛に伴う家計負担や地域経済への影響を鑑み、新たな生活様式に向けて家計を支援するとともに、地域における消費を喚起し、地元事業者を応援することにより地域経済の一層の振興を図ることを目的として、岬町暮らしの応援商品券を交付いたしました。

2月には新型コロナウイルスワクチン接種実施プロジェクトチームを設置し、本町におけるワクチン接種事業の体制づくりを推進いたしました。

結果として、現在では必要なワクチンを確保し、全国水準に比べ比較的早く接種が進んでおります。

このように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金などを財源に、町が実施するコロナ対策に伴う補正予算の編成など、コロナ禍における住民の皆様の命と健康を守り、生活を支援するため、様々な町独自施策を実施し、きめ細やかな対応に心がけてまいりました。

令和2年度決算の概要としましては、一般会計の歳入決算額は91億5,100万円、歳出決算額は90億2,200万円となっております。

歳入歳出決算額の差引き、およそ1億2,900万円から翌年度への繰越財源6,200万円を差し引いた結果、実質収支はおよそ6,700万円の黒字とすることができました。

平成28年度に策定いたしました行財政集中改革計画、第3次集中改革プランの最終年度となる令和2年度の普通会計決算における実質収支は約6,700万円の黒字、単年度収支におきましても約400万円の黒字となり、引き続き黒字決算を確保することができました。

また、財政構造につきましては経常収支比率94.9%となり、前年度から0.4ポイント、

実質公債費比率は10.6%となり、前年度から0.7ポイントいずれも改善しております。

経営収支比率、実質公債費比率とも高い水準であるものの、改革の取組の成果により着実に改善してきております。

さらに、就任時の平成21年度末には約94億9,000万円あった町債残高は、令和2年度末には81億7,000万円となり、およそ13億2,000万円の減少となっております。

また、財政調整基金等の基金残高は、平成21年度末には約8億9,000万円あった基金残高は令和2年度末には13億2,000万円となり、約4億3,000万円の増加となっております。

このように、財政を取り巻く環境は改善の兆しが見られるものの、依然として義務的経費を中心に本町の財政を圧迫している状況にありますが、人口減少が見込まれる将来世代に対し、負担を先送りすることなく本町の地域再生の実現に向け、一定の推進を図ることができました。

続いて、昨年度に実施いたしました施策の概要について、令和2年第1回岬町議会定例会で表明しました町政運営方針に基づき、令和2年度までを計画期間としておりました第4次岬町総合計画の六つの基本施策に沿って説明を申し上げます。

まず、みんなで進めるまちづくりについてでございます。

計画的な行政運営を進めるため、まちづくりにおける最上位計画である第5次岬町総合計画を策定することができました。

行財政改革といたしましては、平成28年度からスタートしました第3次集中改革プランは、令和2年度をもって計画期間が終了し、目標効果額を大幅に上回る成果を収めることができました。

人権施策におきましては、コロナ感染者や濃厚接触者、医療従事者の方などに対する誤解や不当な偏見、差別、いじめ等の被害が起きないように啓発等を行ってまいりました。

みさき公園駅の駅前には、仕事などで平日に来庁できない方などに、住民票や印鑑登録証明書交付を行うことができるコーナーを設置し、住民の利便性の向上を図ってまいりました。

次に、一人一人の子どもが、親が輝き文化を育むまちづくりについてでございます。

国が示すGIGAスクール構想に基づき、高速大容量の通信ネットワークの整備と、児童・生徒一人につき1台の学習用端末を整備するとともに、GIGAスクールサポーターを配置し、活用に対する支援を行いました。

登下校見守りサービス事業につきましては、安全対策として児童が校門を通過する際に、保護者へメールを配信するための整備を行ってまいりました。

子育て支援施策につきましては、私立幼稚園に通園する児童の給食費を一定限度額まで無償化し、家計の負担を軽減してまいりました。

淡輪公民館、青少年センターにおきましては、Wi-Fi環境を整備いたしました。

次に、誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくりでございます。

高齢者定期インフルエンザ予防接種の無料化を行うとともに、小児インフルエンザ任意接種費用の助成事業を実施することでインフルエンザの予防接種を促進し、コロナ禍における医療機関の負担軽減を図りました。

障がい者施策につきましては、第4次障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画を策定いたしました。

高齢者・介護保険施策につきましては、地域包括ケア計画、高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定いたしました。

乳児の予防接種につきましては、10月より新たにロタウイルスワクチンを定期接種として開始し、保護者の負担軽減を図ってまいりました。

保健センターにつきましては、耐震補強工事を完了いたしました。

次に、新たな活力の創造と心うるおう観光まちづくりでございます。

関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致については、関西電力、大阪府との連携により、工業用砥石の製造メーカーであるニューレジストン株式会社が進出第1号の事業者として決定いたしました。

今後につきましては、撤去作業が進む関西電力多奈川第2火力発電所の跡地と併せて、関西電力、大阪府と連携し、企業誘致の取組を進めてまいります。

農林業施策としましては、令和元年度に策定したみさき農とみどりの活性化構想に掲げた七つの推進プロジェクトに基づき、拠点整備などの推進に努めてまいりました。

また、森林環境譲与税を活用し、町の基本的な方向性を示した岬町森林整備に係る実施計画を策定するなど、森林整備の充実に努めてまいりました。

みさき公園につきましては、前事業者の南海電鉄が令和2年3月末をもって公園事業から撤退されました。

この撤退表明を受け、南海電鉄と協議を重ね、公園用地の無償譲渡と併せて公園施設などの撤去工事を円滑かつ適切に実施してまいりました。

また、南海電鉄撤退後も引き続きみさき公園を都市公園として維持管理するとともに、整備予定の新たなみさき公園が集客機能とにぎわいの中核拠点として本町の振興に寄与する公園とする

方針の基に、PFI事業として管理運営する民間事業者を公募する（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業の推進に努めているところでございます。

なお、この公募に基づく新たな事業者の選定につきましては、撤去作業等に伴う休園期間中の令和3年3月末で新たな事業者を決定する計画でありましたが、コロナの感染拡大の影響等を受け、現在は事業者の応募期間を延長している状況であり、令和4年3月末までには新たな事業者を決定できるよう、本事業の推進に努めているところでございます。

観光振興につきましては、本町内の寺社が日本遺産葛城修験の構成文化財に認定されたことに伴い、和歌山市や大阪府などの関係機関と連携し、周遊ルートの検討や近畿自然歩道の整備を進めました。

次に、豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくりでございます。

大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、迅速に復旧・復興を図ることができる強靱な地域をつくり上げるため、岬町国土強靱化地域計画を策定いたしました。

コミュニティバスにつきましては、基本路線において小型ノンステップバス1台を導入し、利便性の向上を図りました。

防犯対策につきましては、自治区への防犯カメラ設置補助制度を継続し、泉南警察署と協議の上、町内の主要なポイントに防犯カメラを設置してまいりました。

防災行政無線の再整備につきましては、屋外拡声子局の整備を行い、デジタル化を完了いたしました。

次に、安全で快適な暮らしを守るまちづくりでございます。

道路整備としましては、令和2年6月に町道海岸連絡線が開通し、住民の皆様の長年の念願であったご要望によりやくお応えすることができました。

土砂災害防止施策としましては、崖地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地にある住宅の移転、除去を促進するため、移転除去補助事業を実施してまいりました。

下水道事業につきましては、深日地区において公共下水道事業を実施いたしました。

小島地区漁業集落排水事業では、整備した排水処理施設への接続を促進し、地域の活性化並びに環境保全に努めてまいりました。

以上が、令和2年度における主要施策の概要でございます。

これらの成果は議員各位並びに住民の皆さま方の多大なるご支援、ご協力によるものと深く感謝いたします。

今後もコロナ収束後の将来を見据えた施策を継続し、引き続き日本一温かみのある町政を目指



し、町政運営に取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、各会計の収支状況につきましては、副町長の中口から説明させますので、よろしくお願いいたします。

どうもご清聴ありがとうございました。

○道工晴久議長 次に、決算に関する説明を。

副長町、中口守可君。

○中口副町長 私からは、各会計の全般的な決算の概要についてご説明いたします。

先ほどの町長からの「令和2年度成果報告」と同様に、新型コロナウイルス感染防止の観点及び議会日程に変更が生じていることなどを考慮いたしまして、当初予定いたしました説明文を事前に議員の皆様へ配付させていただいておりますので、私からは要点を絞った説明とし、簡略化させていただきたいと存じます。重ねてご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、決算書とともに送付いたしております「令和2年度決算説明資料」の1ページをご覧ください。

まず、会計別決算の状況でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額91億5,104万4,000円、歳出決算額90億2,178万8,000円となっており、実質収支6,742万1,000円の黒字決算となっております。

国民健康保険特別会計などの特別会計の合計につきましては、歳入決算額56億386万7,000円、歳出決算額55億3,012万8,000円となっており、実質収支7,373万9,000円の黒字決算となっております。

次に、2ページをご覧ください。普通会計財政収支の状況でございます。

令和2年度普通会計の歳入総額91億4,542万3,000円、歳出総額90億1,616万7,000円となっており、実質収支6,742万1,000円の黒字決算となっております。

次に、普通会計決算の歳入歳出の特徴につきましてご説明いたします。

令和2年度決算は、引き続き黒字を確保することができました。また、経常収支比率などの財政構造につきましては、依然として高い水準にあるものの、いずれも改善傾向にあり、これまでの改革の取組の成果が着実に現れてきております。

まず、歳入決算におきましては、町税が新型コロナウイルス感染拡大に伴う徴収猶予等により大幅に減少した一方で、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症に対する支援施策の財源であります特別定額給付金補助金が交付されたこと等で、全体として大幅な増加となりました。

その結果、歳入全体では令和元年度から約15億8,700万円、率にして21.0%、いずれも増加いたしました。

次に、歳出決算につきましては、投資的経費が町道海岸連絡線整備事業の減少等により減少した一方で、補助費等は新型コロナウイルス感染症対策の支援施策であります特別定額給付金の給付などにより大幅な増加となりました。

この結果、歳出全体では令和元年度から約15億4,800万円、率にして20.7%、いずれも増加いたしました。

これにより、実質収支は令和元年度から改善が図られました。

続いて、3ページをご覧ください。財政構造の弾力性を示す指標の一つである経常収支比率は対前年度0.4ポイント減少の94.9%となり、改善いたしております。

次に、地方債現在高につきましては、普通会計における令和2年度末現在高は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う町税の徴収猶予特例債の増加などにより81億7,094万8,000円となっております。これに特別会計を加えた令和2年度末現在高は、117億8,082万7,000円となっております。

続きまして、基金につきましては、一般会計所管の令和2年度末現在高は、ふるさと納税に係る岬ゆめ・みらい基金の減少などにより、13億2,165万2,000円となっております。

これに特別会計所管の基金を加えた令和2年度末現在高は19億9,336万5,000円となっております。

次に、健全化判断比率等の状況でございますが、令和2年度決算に基づく実質公債費比率（3か年平均）は10.6%、将来負担比率につきましては109.9%となり、いずれも前年度から改善されております。

一般会計等を対象とした実質赤字比率、全会計を対象とした連結実質赤字比率はいずれも生じておりません。

また、公営企業ごとに算定する資金不足比率につきましては、下水道事業、漁業集落排水事業とも生じておりません。

最後に、4ページをご覧ください。地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分に係る令和2年度歳入決算額は1億8,026万5,000円となっております。

一方、社会保障施策経費全体の令和2年度歳出決算額は22億6,420万4,000円となっております。

以上のように、普通会計の決算におきましては、本年度も前年度に引き続き黒字を確保するこ

とができましたが、本町の財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあることは変わりありません。

こうした環境下におきまして、今後も自立できる行財政運営を目指し、より一層の行財政改革を積極的に推進することで、総合計画の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、令和2年度の各会計の決算概要でございます。

説明は以上でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、認定いただけますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 ただいま説明のありました決算認定に係る9議案については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程第15、認定第1号「令和2年度岬町一般会計決算の認定について」から、日程第23、認定第9号「令和2年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について」までの9件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本9件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○道工晴久議長 お諮りします。日程第24、報告第3号「令和2年度岬町健全化判断比率の報告について」から、日程第26、報告第5号「令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について」までの3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第24、報告第3号「令和2年度岬町健全化判断比率の報告について」から、日程第26、報告第5号「令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について」までの3件を一括議題とすることに決定しました。

日程第24、報告第3号についての報告を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第24、報告第3号、「令和2年度岬町健全化判断比率の報告について」をご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告を行うものでございます。

先ほどの中口副町長の説明と一部重複いたしますが、ご了承願います。

令和2年度決算における各指標の比率でございますが、まず一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率につきましては赤字が発生していないことから生じておりません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合をいいますが、これにつきましても赤字が発生していないことから生じておりません。

続いて、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をいいます。

令和2年度におきましては、実質公債費比率は10.6%となっており、前年度の11.3%から0.7ポイント減少しております。

最後に、将来負担比率は一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合をいいます。

令和2年度につきましては、109.9%となっており、前年度の117.4%から7.5ポイント減少いたしております。

各指標の早期健全化基準につきましては「括弧書き」により示させていただいております。

監査委員から付された審査意見書におきましては、「各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き健全な財政運営に努められたい」とされております。

なお、各指標の積算の基礎数値は決算書及び地方財政状況調査などをもとにしております。

地方財政状況調査につきましては、現在、大阪府を通じて総務省に提出され、国のほうで検収しているところでございます。

したがって、国などからの修正等の指示に伴い今回報告させていただいた各比率に変更が生じる場合がありますら、改めて報告をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

令和2年度岬町健全化判断比率の報告は以上でございます。

○道工晴久議長 日程第25、報告第4号、日程第26、報告第5号についての報告を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第25、報告第4号、令和2年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町下水道事業特別会計におきまして令和2年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化指標は20%となっております。

令和2年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告は以上でございます。

○道工晴久議長 引き続きをお願いします。

○奥都市整備部長 日程第26、報告第5号、令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（第22条第1項の規定）により報告を行うものでございます。

岬町漁業集落排水事業特別会計におきまして、令和2年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。

令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告は以上でございます。

○道工晴久議長 これより、本3件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって日程第24、報告第3号「令和2年度岬町健全化判断比率の報告について」から、日程第26、報告第5号「令和2年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について」までの3件の報告を終わります。

---

日程第27、議案第68号「令和3年度岬町一般会計補正予算（第6次）について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第27、議案第68号、「令和3年度岬町一般会計補正予算（第6次）について」をご説明いたします。

本補正予算の内容といたしましては、8月13日に岬町議会議員1名から岬町議会議長に9月2日付の議員辞職願が提出され、同日付で辞職が許可されたことに伴い、9月19日執行の岬町長選挙に併せて岬町議会議員補欠選挙を執行することになりましたので、補欠選挙の執行に必要な予算を追加議案として提出させていただいたものでございます。

なお、本補正予算につきましては、補欠選挙の準備を早急に進める必要があるため、委員会付託ではなく、本会議において審議をお願いするものでございます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ766万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,969万4,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金766万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、岬町議会議員補欠選挙費766万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、選挙事務に必要な経費といたしまして、立候補者への交付物や懸垂幕など消耗品費50万円を、投票用紙や選挙公報など印刷製本費76万6,000円を、ポスター掲示場設置撤去業務委託料65万1,000円を、選挙運動用自動車使用料やポスター作成

費など選挙運動公費負担金372万円をそれぞれ計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまご提案の中で何点かお聞きしておきたいことがございます。

歳出の中で、議案書の9、10ページになるのですが、報酬として会計年度任用職員報酬14人と、それから選挙立会人報酬10人、これが提案されております。

それから11ページに、役務費として、選挙機器点検手数料ということで31万5,000円提案をされております。

今回の提案は町長選挙が行われる当日に町会議員選挙の補欠選挙も行うための予算というように理解しているのですが、町長選挙に必要な選挙費としては既に当初予算で提案されておりました、今回の提案は兼務ということではなく、町会議員選挙に必要な専任として関わる人員であったり、また機器の点検であったりということなのか。

要するに、同じ日に選挙が行われますので、兼務ということもあるのかという素朴な疑問です。

それから、選挙機器の点検ということですが、これは、いわゆる選挙の投票所に行ったら何か用紙が出てくる、ああいう機器のことを指すのか、参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

今回の選挙については便乗選挙になりますので、町長選挙の従事者と併せまして補欠選挙につきましても同じ業務に従事いただくことになります。

ただ、補欠選挙が追加されることに伴いまして、交付係がまたプラスになるというようなことがございますので、会計年度任用職員、投票事務に従事する職員を増やしたところでございます。

また、選挙立会人につきましては、立候補者ごとに選任されるものでございますので、こちらについては町長選挙と兼務できるものではございませんので、補欠選挙の専任の分ということになってまいります。

また、選挙機器の点検手数料につきましては、補欠選挙用の投票用紙を交付する交付機が必要となってまいりますので、その分の点検手数料等となってございます。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

他に質疑ございませんか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 1点質問させていただきます。

歳出のところなので、中原議員と同じところなのですが、私は「負担金、補助及び交付金」というところの選挙運動公費負担372万円とありますが、これは何人分といいますか、それを想定されているのか、それだけ教えてください。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 負担金の公費分でございますが、どれだけの費用が発生するかというのは不確定な部分がございますけれども、一応、予算としては5名分の予定で組ませていただいております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ということは、これを単純に5で割った分が公費負担のマックスであると理解いたしました。

ということは、選挙ポスター掲示場というのは、補欠選挙のところも5名以上、6の枠であるということよろしいでしょうか。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ポスター掲示場の枠については、基本的に偶数が区画の割振りになりますので、6区画ということで予定しております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第68号「令和3年度岬町一般会計補正予算(第6次)について」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。



ただいま第68号の議案が可決されましたので、これに伴って第54号議案と第68号議案との間で条項、字句、数字その他の整理が必要となります。

つきましては、会議規則第45条の規定により整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、第54号議案と第68号議案との条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

少しまだ時間がございますが、途中での一般質問となりますので、暫時休憩をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

それでは暫時休憩いたします。

午後1時から再開をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○道工晴久議長 それでは、過日に引き続き一般質問を行います。

日程第28、一般質問です。

なお、質問者、答弁者のマスクの着用については各自の判断にお任せいたします。

それでは質問を行います。

奥野 学君。

○奥野 学議員 奥野 学でございます。

質問させていただく前に、この場をお借りしまして、8月13日より3日間、また8月17、18、19日の3日間の合計6日間、長時間に及ぶ大雨警報が発令されました。

田代町長はじめ、出勤された管理職員の皆様方及び岬消防署、各消防団の皆様方には町民の生命財産を守るため、水防活動、避難所開設をしていただき感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

今後も不安定な天候が続きそうですが、引き続きお願い申し上げ、時間を短縮して質問させていただきます。

議長の許可を得ましたので、通告に従って質問いたします。

今回は通告どおり3点についてお尋ねをいたしますので、答弁者の皆様方におかれましても単純明快な答弁をお願いいたします。

それでは、まず1点目の質問は、自主財源の確保についてお尋ねいたします。

自主財源を確保するには、ふるさと納税寄附金が有効な方策であります。岬町では、平成29年度ふるさと納税寄附額は約10億円、平成30年度は約8億8,000万円、令和元年度は860万円、令和2年度は700万円でありました。

平成31年4月1日付で総務省により返礼品の基準が明確化されたことにより、令和元年度、令和2年度は寄附額が激減となっております。

そこで、7月19日に、坂原議員とともに泉佐野市成長戦略室ふるさと納税担当理事にお伺いしてまいりました。

当初は、1年間に約500億円もの寄附を頂いたことは全国に知れわたっております。そして、当初は関西国際空港に伴うインフラ整備により財政状況が悪化し、再建団体に転落するとまで言われておりました。

そこで、千代松市長のもと、ふるさと納税を何としてでも多く集めることを推進したところでもあります。令和3年度でも既に4億5,000万円の寄附をしていただいているようであります。

泉佐野市では、できるだけ寄附を増額させるため、いろいろなプロジェクトを仕掛けております。

- 1、市内に工場を造り、返礼品としています。
- 2、利用者に対して上限1億円までの補助金制度を設定しています。
- 3、近隣市町との共通返礼品制度があります。

そこで、岬町ではふるさと納税を増やすため、泉佐野市のように補助金交付や共通返礼品制度を取り入れ検討する必要があります。

今後、担当課としてどのような対策を検討しているのかお聞きいたします。

○道工晴久議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、各自治体の特色ある返礼品により、全国の寄附額は年々増えていますが、一方で、全国の市町村や地域で納税額の獲得合戦の様相を呈し、様々な返礼品が全国各地で乱立をしてきております。

このような状況に対して、公平性を保とうと返戻率割合の設定や換金性のある商品券、金券及

び電子機器などについては返礼品から除外するよう、国から指導がありました。

しかし、それらに合致しない返礼品が後を絶たないため、平成31年4月1日付で総務省が返礼品等の費用の額の算定の方法や返礼品等の基準等を明確化する基準などを定め、全国の自治体に通知しております。

この基準に定める返礼品等では、大きくは三つ定めておまして、一つ目として、自治体の区域内で生産されたものであること、二つ目に、自治体の区域内で返礼品と原材料の主要な部分が生産されていること、三つ目として、自治体の区域内において返礼品の製造加工、その他、工程のうち主要な部分が行われていること等が規定されております。

町ではこの基準に基づき、返礼品の設定を行ってきたところです。

まず、議員ご提案の新たな地場産品の創出に取り組む実施事業者に対し補助金を交付してはどうかにつきましては、近隣では、議員ご質問のとおり、泉佐野市が制度を導入して取組を進めているところであると聞いております。

この補助金につきましては、ふるさと納税制度の仕組みを活用した地域経済の好循環の拡大を図るクラウドファンディング等により資金調達を実施し、地場産業創出支援事業に取り組むもので、目標額に達した場合は、寄附額の10分の4または10分の3を交付するものでございます。

本町においても、区域内において製造加工を行う事業者が少なく、本町としても加工品を取り扱う事業者の誘致が必要不可欠であると考えておりますが、未達成の場合などを含め本町の財源負担が生じないよう、制度設計には慎重に検討していく必要があります。

まずは、先進地事例を参考に制度導入が可能であるか調査研究してまいりたいと考えております。

次に、共通返礼品の活用につきましては、本町が密接な関わりのある返礼品であることが第一の条件となっており、関係市町の同意が必要であることを基本として、地域の実情を踏まえて適切に判断することとされております。

また、別の要件として、大阪府内の区域内の複数の市町村において、地域資源として相当程度認識されているものが対象となります。

こちら、大阪府が当該市町を認定することとなり、泉州タオル、泉州タマネギ、泉州水菜などが該当するものとなります。

いずれにしても、取扱い市町の協議が必要になり、大阪府に届出をして認定されることが条件となります。

ご質問いただきましたふるさと納税を増やす対策としましては、議員ご提案いただいた共通返

礼品を含め、自然豊かな本町の特性を生かした岬町産の海産物や現在、特産品開発に取り組んでいただいております農作物、また青少年海洋センターやゴルフ場、釣堀などの体験型の返礼品の拡充に努めるとともに、さらに新たなポータルサイトを導入することで、これまで以上に情報発信し、本町に足を運んでいただけるような取組を進めていきます。

また、個人の方だけでなく、企業版ふるさと納税の活用など、積極的にPRしていきたいと考えております。

引き続き、多様な返礼品づくりに努め、財源確保、また地域経済の活性化につなげるための制度を拡充してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほど、寺田理事の答弁の中に、本町に足を運んでいただけるような取組を進めていきますという答弁がありました。

また、体験型の返礼品の拡充に努めるとの答弁もいただきました。

そこで、新たなみさき公園を今まで以上のすばらしい、楽しいパークに蘇らせていただくことにより、その入場券を返戻品にさせていただきたいと考えます。

国内外の方々に、新しいみさき公園にどんどんお越しいただきたいと思います。

また、新型コロナウイルスが収束し、以前のような関西国際空港にもインバウンドの方々に賑わい、その外国人の方々がニュー岬パークへ行こうと思われるように、早期開園に向けて最大限努力をしていただきたいと要望いたします。

答弁は結構です。

次に、2点目の質問では、職員の給与、管理職手当のカットについてお尋ねをいたします。

行財政改革の下、職員の皆様に対して長年にわたり、現職員の皆様方には給与の減額、管理職の方々には管理職手当の減額をご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

そこで、職員給与の2%減額、管理職手当の30%を減額していただいておりますが、それぞれの対象人数と影響額はどれぐらいあるのかお尋ねをいたします。

また、令和3年4月より、本町は過疎地域の指定を受け、現在、過疎地域持続的発展計画の策定中であります。

具体的に、国からの支援金額は未定ではありますが、かなり財政支援をしていただけるようであります。

職員の皆様方にも個々の生活があります。コロナ禍でもあり、生活費も増額になっていると思われると思います。

また、各職員のモチベーションを上げるためには、この際、給与、管理職手当のカットを廃止すべきだと考えますが、見解はいかがでしょう。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 奥野議員のご質問にお答えいたします。

まず、職員の2%独自減額の対象人数と影響額につきましては、令和3年度予算ベースで管理職含む全職員158名を対象としており、影響額は2,153万2,000円でございます。

内訳は、管理職のみで約643万7,000円、危機管理職のみで約1,509万5,000円でございます。

また、管理職手当の30%減額の対象人数と影響額につきましては、これも令和3年度予算ベースで41名の管理職全員を対象としており、影響額は約603万円でございます。

次に、過疎地域指定の件ですが、議員おっしゃるとおり、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、この新過疎法に定める新たな基準により、岬町は過疎地域の指定を受けることになりました。

過疎地域に指定されたことにより、今後、過疎地域持続的発展計画を策定し、議決や同意を得られれば、国から様々な支援措置を受けることが可能となり、国庫補助率のかき上げ、ハード・ソフト事業を対象にした過疎対策事業債の発行や元利償還金の70%が地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど、財政的な優遇措置が見込まれます。

しかしながら、長年、住民の皆様にご負担をおかけしてきた固定資産税の超過課税を行財政改革の取組効果の捻出により、今年度から解消することができましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、住民の命と暮らしを守る様々な事業、施策が求められており、今後の財政状況については厳しい状況が続くことが予想されます。

また、コロナ禍で厳しい社会経済情勢が続く中、地域経済も冷え切り、先行きの見通せない状況となっております。

このような社会経済情勢の下、地域住民に寄り添い、様々な支援策を実現していくためには、今しばらく職員の理解と協力が必要でないかと考えております。

この8月10日付で令和3年人事院勧告が発出され、給料月額は据置きですが、賞与の0.15月の減額が求められております。

いずれにしても、人勧含めて独自減額の実施に関しては、職員組合とも慎重に協議をし、理解・協力を求めてまいります。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの廣田理事の答弁の中に、給与減額の廃止は今しばらく職員の理解と協力が必要であるとのことであります。

しかし、全職員で158名、影響額は2,153万円ですので、1人当たり平均13万6,000円となります。

また、管理職手当30%減額分については、管理職全員で41名、影響額は603万円ですので、1人当たり平均14万7,000円です。1人当たり2%カット減額分で13万6,000円、30%カット減額分で14万7,000円、管理職1人分のカット、1年間合計額は28万3,000円となります。年間にしますとすごい金額となることを確認しました。

過疎地域持続的発展計画が未定ですので、この計画が具体的な数値が決定された時点でこの議論をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、3点目の質問に移ります。

3点目の質問は、大阪府和歌山県統合型リゾートIRについてお尋ねをいたします。

国が2022年夏頃に国内で3か所の計画を認定することになりますが、まず統合型リゾートとはどういうものなのか、お尋ねをいたします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 奥野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

統合型リゾートとは、国際会議場や国際展示場、施設と宿泊施設やレクリエーション施設などの集客施設にカジノ施設を加えた統合型リゾート施設を一体として、その設置、運営を法制度の中に位置づけたものをいいます。

日本では、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するとし、これを統合的かつ集中的に行うことを目的として、2016年に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律が成立し、2018年には具体的な内容を示した特定複合観光施設区域整備法が成立したことにより、全国の自治体において誘致が検討されることとなりました。

日本での統合型リゾート施設については、国内最大3か所とされ、場所の選定については自治体の実施方針や事業者の選定を行った上で国に認定申請を行い決定されます。

また、日本で認められるカジノ施設の規模は、統合型リゾート施設全体の床面積の3%以下と定められています。

国への認定申請につきましては、申請期間を2021年1月4日から7月30日までとしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、新たに2021年10月1日から2022年4月28日までに申請期間が変更されました。

2022年の後半から2023年頃には統合型リゾートの候補地が認定されるスケジュールとなっております。

現時点では、大阪府、大阪市が合同で、横浜市、長崎県、和歌山県が申請を行うと見込まれており、そのほかにも東京都や愛知県などの動向も注目されております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 現在、国内では大阪府、和歌山県、横浜市、長崎県の4か所での計画が進められております。

近畿地方では、大阪市の夢洲、和歌山市のマリーナシティで、今後、さらに誘致合戦が繰り広げられると思われまます。

そこで、今から岬町としてどのような対応を計画しているのかお尋ねをいたします。

○道工晴久議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 奥野議員の質問にお答えさせていただきます。

大阪では、大阪府、大阪市の合同で誘致を進めており、関西国際空港や都市部から近い大阪市のベイエリアにある夢洲での開設を計画しております。

また、和歌山県では関西国際空港からの交通アクセスの良さから、和歌山マリーナシティでの開設を計画しております。

現在のスケジュールでは、先ほどご説明しましたとおり、2022年の後半から2023年頃には統合型リゾート候補地が決定される予定となっており、その決定を受け、候補地では開設に向けた準備を行うこととなります。

今後、大阪の夢洲や和歌山市のマリーナシティが候補地として決定された場合は、関西空港からの陸路だけでなく、海上アクセスも必要となり、大阪湾内の航路が活発化することが予想されます。

両地とも岬町からの海上交通アクセスが良いことから、航路で結ぶことができれば町の価値を高めることができると考えております。

引き続き、深日港洲本港航路の再生など、港を核としたまちづくりに取り組むとともに、統合型リゾート候補地選定に係る動向にも注視してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの川端室長の答弁の最後に、今後、港を核としたまちづくりに取り組んでいくとのことでありました。

大阪、和歌山のどちらに決定しても、海上交通を利用して多くの観光客に岬町にお越しいただ

くことが一番大事であります。

そのためには、例えば、深日港にシンガポールのマーライオンのような噴水をつくり、観光客を受け入れるシンボルづくりとしていただきたいと思います。

何よりも、最重要課題の新たなみさき公園の再開が鍵となります。

国内外から誰もが行きたくなるリニューアルパークとなるように、田代町長に強く要望し、私の質問を終わります。

○道工晴久議長 奥野 学君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開は1時28分頃でお願いします。

(午後 1時24分 休憩)

(午後 1時28分 再開)

○道工晴久議長 おそろいですので、始めます。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ご指名いただきました大阪維新の会、竹原伸晃です。

質問を許可いただきました道工議長、ありがとうございました。

まず質問の前に、やはり、この世界中にまん延しているコロナの影響により、お亡くなりになられた方にご冥福をお祈りしたいと思います。

また、現在、入院調整等しながら闘病されている方、一刻も早く治っていただきますよう、お見舞い申し上げます。

このコロナ拡大の影響が我が町にもかなり及んでおりまして、この深日洲本ライナー再開見通しが未だ立たず、多くの方に残念であると、私の元にも言ってもらっております。

ほかにもいろいろな分野において、この新型コロナの影響が多く及んでいる中、その中でも、今回、私が質問するのは、そのコロナの影響を最小限に抑えた上で、またさらに岬町を活性化させる、その策というのを見いだすような、そういういい質問にしたいと思っていますので、理事者の皆様には明快な答弁をいただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。1点目は、岬町の教育分野についてです。

以前より、私の一般質問では9月の定例会において、教育について伺っているのですが、私は、この教育を充実させることで子育て世代の移住を促進し、岬町を活性化させる、これは、今やれば、取り組めば必ずできるものだと、このように感じております。



その材料というのがそろいつつあるのではないかとといった点で、何点かお聞きさせていただきたいと思います。

まず初めに、特色ある教育で、子育て世代の移住促進をとということで、町内の小中学校の学力、体力向上への取組、成績、課題について毎年聞いておりますが、この点について報告をいただきたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

教育委員会では、町立の小中学校、幼稚園が教育活動を行う際の指針として学校教育方針を定めており、その方針の中の重点目標の一つに、学力向上の取組として、確かな学力を培う教育の推進を掲げ、学習指導要領の確実かつ的確な実施と、学力向上と授業改善に取り組んでいるところであります。

主な学力向上の取組としましては、小学校におきましては、学力向上チャレンジアップ事業を実施しております。

本事業では、基礎的な知識や技能を用いて課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を養うための診断テストを行い、診断テストの結果から、子どもの学力実態や学校、学年の状況を把握、分析し、課題解決に向けた対策を講じております。

中学校では、中学校学力エンパワーメント事業を実施しており、教員が学識経験者の指導助言を仰ぎながら授業改善の取組を推進するとともに、教員の授業力向上を図っております。

全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施されませんでした。令和元年度は小学校では6年生を対象に、国語、算数の2教科で行われ、国語については、大阪府平均を8点、全国平均を4.2点上回り、算数におきましても大阪府平均を3点、全国平均を2.4点上回っております。

また、中学校では3年生を対象に、国語、数学、英語の3教科で行われ、数学については大阪府平均を2点、全国平均を0.2点上回り、英語については大阪府平均、全国平均ともに1点上回り、国語については全国平均を1.8点下回ったものの、大阪府平均を1点上回るなどの成果を上げてきております。

今年度の全国学力・学習状況調査の速報値は出ておりませんが、テスト結果を通して、児童生徒の学力把握に努めるとともに、テスト結果を分析し、主体的、対話的な深い学びへの教師の授業改善につなげていきたいと考えております。

体力の向上につきましては、平成28年度より、大阪府の子どもの体力づくりサポート授業を

活用し、和歌山大学の協力のもと、子どもたちの体力向上に取り組んでおります。

全国体力・運動能力調査につきましても、令和2年度は実施されませんでした。令和元年度は調査対象である小学校5年生、中学校2年生について、全国平均の合計点を50点とした場合、小学校5年生男子の大阪府平均は48.5点に対し、本町の5年生男子は54.1点、同じく女子の大阪府平均は48.2点に対し、本町の女子は55.3点で、男女ともに大阪府平均、全国平均を上回っております。

中学校2年生男子の大阪府平均は48.8点に対し、本町の2年生男子は53.9点、同じく女子の大阪府平均は48.6点に対し、本町の2年生女子は51.7点で、男女ともに大阪府平均、全国平均を上回っており、一定の効果を上げております。

全国体力・運動能力調査につきましても、今年度の速報値は出ておりませんが、令和2年度の体力テストの中止やコロナ禍の影響を受け、子どもたちの体力がどのように変化しているかを分析し、引き続き体力向上の方策について検討を行っていきたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 答弁をお聞きして、学力、一部を除いて全国平均をかなり上回る、なかなか全国平均を上回っている大阪府の学校というのが少ない中、岬町はかなり高いと認識させていただきました。

私が思うのに、恐らく分母である子どもたちの数が少ないから、一生懸命取り組んだら、その分、ぐっと伸びやすいという背景があるからだとは思いますが、伸びる土壌があるというところがかなり重要で、ここ数年、同じような報告を受けている中で、岬町にいる子どもたちは学力、体力ともかなり優れていると、これは自慢してもいいのではないかと。

現在進行形で、令和3年度取り組んでいただいていると思いますが、手綱を緩めずしっかりと取り組んでいただくようお願いして、まず1点目の質問をこれまでにします。

そして、次のその中で、学校の中でGIGAスクール、これについて質問させていただこうと思います。

このGIGAスクールにつきましては、昨年度、コロナの影響もあって、国の導入指針である5年間というのを前倒して自宅学習などを見越して、また、学校内でオンライン端末を導入して、整備して、また当町独自の施策でありますGIGAスクールサポーターによる支援もかなり進んでいるのではと、横から見ていてそう思うのですが。実際のところ、このGIGAスクールについて、早期導入による混乱はないのかどうか、また、課題はどのようなものなのか、そのお答えを聞きたいと思っております。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

国の進めるGIGAスクール構想については、当初5か年計画で進める予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅やオンライン学習に必要な通信環境などの整備が急務であることから、令和2年度に前倒しとなったものであります。

本町におきましても、令和2年度に高速大容量の通信ネットワークや1人1台の端末の整備を完了し、現在はオンライン・ドリル教材を使用した個別学習や復習を実施しております。

また、端末を使った調べ学習や写真、動画を用いた資料作成、画面共有機能を使った対話的授業などを行っております。

また、今年度は実証実験として、デジタル教科書を導入した授業も実施しております。

今後は、教職員のICTを活用した指導スキルの向上が課題となっており、ICT支援などの外部人材を活用し、ICT機器を使用した授業の操作研修や授業の後方支援、また先進自治体における1人1台端末を活用した授業の実践実例について調査・研究を行うなど、教職員の指導スキル向上を図ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 何でもそうなのです。機械、ノートパソコン、タブレットを使うに当たって、教える側の先生より子どもたちのほうがどうしても進んでしまうのですよね、今してはいけないところまでがんがん行くわけです。

その中で、先生のほうが追いついていないという課題があるのかなと思いつつ、そこは教育委員会こぞって取り組んでいただけるよう、切に要望させていただきます。

併せて、ネット環境、SNS等で発信するほうの質問を、次にさせていただこうと思います。

今、体力、学力、かなり上だということ、またGIGAスクールでこのように進んでいるということを、やはり町内外の子どもを育てている親にしっかりとPR、これをしてもらいたいと思うのです。

調べてみました。岬町の教育委員会のホームページ、各小学校、各中学校にもリンクを貼っております、その学校の紹介をされています。

しかし、なかなか更新されていない。

淡輪小学校に当たっては、約3年6か月更新されていません。3年6か月更新していなかったら、子どもも、入学した子が4年生半ばを越えてきております。

そういうのではなくて、やはりいい取組をどんどん発表していただいて、やはり親世代として

は、岬町に移住してこようと思ったら、やはり、子どもの通う学校というのをどのようにして調べるか、電話でその学校にとか役場には聞きません。やはり、こういうネットで調べるのです。

そこを取り組んでいただきたいと思いますが、教育委員会事務局として、どのように考えておられますか、よろしくお願いします。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

保護者の方が学校の情報を手に入れる手段としましては、これまでは学校案内などの紙媒体が主な役割を担ってきましたが、インターネットが身近になった現在、手軽にアクセスできる学校ホームページは保護者の方にとって非常に重要な窓口となってきております。

町立の小・中学校ではそれぞれホームページを作成しておりますが、基本情報を主に掲載していることから更新頻度は少なくなってきております。

学校ホームページは情報公開、保護者との連携など、効率良く情報を伝達する手段となっておりますので、学校長とも相談し、最新の情報を掲載できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 現在、官公庁がネットに接続するとき、かなりの規制があるということで、更新も難しいのかという課題はあると思いますが、一つひとつのイベントなど、かなり、言っちゃ悪いけれど地域に根ざしたイベント等、発表したら、すばらしいことをしているなというイベントがかなりあるのです。

それを、やはり一つひとつアップできるようにしたら、いい学校だと認識されて、やはり見ていただきやすくなると、このように思っております。

また、GIGAスクールによって、都会の子どもたちともつながれる。前回、岡山県美咲町の子どもたちともつながったように、世界中の子どもたちともつながることもできますので、そういうことも含めて、教育委員会さんに頑張ってもらいたいと思っております。

ホームページの更新は、あくまで、やる気でございます。一回、スイッチが入ってやる気になったら、その更新をするために何かしないといけないなというぐらい取り組んでいきますので、そういうことをたきつけていっていただきたいと要望いたします。

教育分野についての質問は以上になります。

2点目の質問に移ります。

町立みさき公園の利用について。みさき公園が7月1日より暫定利用になりました。

私、7月1日から現在8月20日、この間、何回行ったかと数えてみますと、6回行かせていただいておりますが、その都度、行くたびにいろいろな取組をされていて、少しずつ進化してきております。

みさき公園を今後どう扱っていくのかという計画はいろいろなところで活用されていて、特に町のホームページ等で要求水準書などが出てきております。

その中で、先日8月10日に町長からイメージ図まで示されて、こういうようにしたいと強い思いを知らされました。

公園になるまでに少しの時間、町民によっていろいろなイベント会場として使われる、また、みさき公園をこよなく愛する方にいろいろな場面で利用していただける、こういう制度というのをつくっていただき、また、毎週末のようにイベントをして盛り上がっていく、こういう、期間が限られているのですから、しっかりと開放していただいて盛り上げていただきたいと、こう願っております。

まず、答弁いただきますのは、現時点、8月20日時点におきまして、一般開放による利用状況についてお聞きしたいと思います。答弁をお願いします

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 竹原議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、本町では南海電鉄株式会社のみさき公園運営事業撤退による撤去工事等の完了に伴い、休園措置を解除し、園内の安全なエリアを7月1日より無料開放したところでございます。

この無料開放は、本来の都市公園の趣旨の下、緑豊かな自然に囲まれた憩いと癒しの空間として、ウォーキングやジョギングなど、住民の皆様の健康増進などに役立てていただくことを目的としておりまして、現在、実施しております新たなみさき公園整備運営等事業により、新たな運営事業者が決定するまでの間、暫定的に実施するものとなっております。

ご質問いただきました利用状況であります。7月1日から7月31日までの1か月間で602名の方に来園いただいたところとなっております。

また、8月1日から8月19日までの間で204名の方が来園いただいております。

合計いたしますと、昨日までに806名の方に来園いただいたこととなります。

3日間ほど台風で休園しているところで、8月の集客は少し少なくなっております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 806人、私、6回行っていますので800人かと、このように思っております。

散歩であったり、思い出に浸るであったり、行くのですけれど、やはり、イベントとして会場を使わせてほしいという声も聞くのです。

そういった声は私だけでなく、現場に届いていると思うのですが、実際にどのような団体から問合せがあるのか、分かる範囲で公開していただければと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在は、各種団体等の皆様からお問合せをいただいております。

お問合せ内容といたしましては、みさき公園内の野外ステージを活用した岬町文化祭の開催や、昨年、みさき公園駅前で実施いたしました岬町商工会主催の光の宴を園内で開催したいなど、また町民の方によるマルシェや食のイベントの開催をしたいといった問合せなどもお受けしているところとなっております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 いろいろな問合せがあると認識させていただきました。

実際、本日の議案付託によって、みさき公園条例の一部改正ということで、様々なことを細かく決めていただいておりますが、概略で結構ですので、そのイベントを開催するに当たって、開催の可否というのを誰が決定するのか、少し分からないところでありまして、おおよそどういう手続で借りることができるのか、これを教えていただければと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

みさき公園の利用に当りましては、午前中にみさき公園条例の改正の提案をさせていただいたところとなっております、その中に盛り込まれておるところでございますが、先ほどのようなイベントでございましたら、みさき公園内の一部を占用して、それによってイベントを開催するといったところでございます、手続といたしましては許可の申請をいただくような手続を取っていただくこととなります。

そして、私どもで安全性などを精査した上で、許可していくといった流れになるかと思っております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 団体によっては、昼間ではなく、夜、貸してくれというところもありますし、利用できる場所を、以前、議員向けに見せていただいた立入禁止の区域の、そこがいいという団体もあると思われまして。

そういうのも、やはり、できるだけ意向を酌めるように、期間が限られておりますので、でき

るだけ町民や、みさき公園を愛する人に解放できるように手続を進めていただきたいと思います。

それと、気になっているのが次の事業者、募集中です。募集中というか検討していただいておりますが、暫定利用と、その募集との兼ね合いなどの課題について、原課で考えられること、想定されていることというのはどのようなことを考えられていますか、ご答弁をお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 事業者進出との兼ね合い、課題等についてということでお答えさせていただきたいのですが、事業者募集による事業者決定までの期間で暫定開園というものをしておりますので、特に募集との課題等というのは多くはないと思ってまして、ただ、スムーズにその期間の終わりを明らかにしていくことが必要かなと思っています。

現在、募集中の事業につきましては、令和3年3月末までに事業者の契約をする予定になってございますので、その時期をめどに切り替わっていくのかなというふうに考えております。

失礼いたしました、訂正させていただきます。

事業者の契約については、令和4年3月末をめどに、今、事業を進めているところでございます。失礼いたしました。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 期間がやはり示されました。

もう一つ、重ねて質問なのですが、立入禁止区域の中で行いたいということがあったら、対応はどうするのですでしたか、その答弁をお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

現在の先行開園による無料開放におきましては、利用者の安全面を考慮いたしまして、一定のエリアを立入禁止区域としているところでございます。

仮にこの区域を利用したイベントを開催したいという申請が出てきた場合は、企画の内容について、安全性などを一定精査した上で、安全ということであれば利用の許可を決定していきたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 これから審議することでもありますが、結構、利用者のある、利用していただきたいという意思も見えるのでどんどん進めていっていただきたい。

町内のイベントをしたいという団体だけではなくて、町外のイベントをしたいという方や、そういう事業者といいますか、イベント屋さんみたいなところに対しても周知されて、みさき公園

にどんどんと町立のみさき公園の暫定利用ですけれども、来ていただければと思うのですが、そういうのには対応していただけますでしょうか、お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

町外のイベント会社などにも周知してみてもということでございますが、既に、現在、イベント企画会社等からも、みさき公園の活用についてのお問合せをいただいているところとなっております。

これらにつきましても、条例の規定に基づきまして内容を精査した上で公園利用に当たっての安全性など、一定の要件を満たすこととなれば、利用に当たっては許可していくこととなります。

いずれにいたしましても、みさき公園を活用したイベント開催につきましても、町内外にとらわれず、また町民や利用者の健康増進や学び、レクリエーションなど、賑わいの創出につながっていくものであれば、町としても協力してまいりたいという考えでございます。

また、新たな事業者が決まるまでの間であるとはいえ、公園の利活用については岬町のホームページなどで周知に努めたいと考えております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 積極的な取組をしていただいていると認識しました。

このみさき公園がどうなっていくかというのは、やはり町を左右する重要な課題でございます。

岬町に住んでいる者もそうですけれども、ほかから見ても、どうなっていくのだろうと心配なところでございます。

そこで、町のトップでございます田代町長に公園再整備に向けて意気込みをいま一度お聞きして私の一般質問を終わらせていただこうと思いますが、町長、よろしく申し上げます。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 竹原議員の質問にお答えさせていただきます。

南海電鉄のみさき公園運営からの撤退は私どもにとって、また住民の皆さんにとっても非常にショックな話であったかなと思って、未だにそのことが頭の中から離れない状況であります。

それほど岬町の強いイメージ、みさき公園としてのシンボル、そういったものがいかに尊いものであったかということについては当初から感じておったんですけれども、さらに公園を再生していくにつれ、一段とその思いというのは強まったことは事実であります。

いろんな内容等については担当のほうから、委員会、また全員協議会、そういった場でご説明をさせていただいております。その方向性は全く変わっておりません。



ただ、一つの木に例えて申し上げますと、幹を大事にするか、枝を大事にするかというところの議論もあるかと思えます。

私はしっかりと、やはり幹、根をしっかりと、その上で枝葉の議論をしていきたいと、このように思っております。

そんな中で、どのような公園にしていくのかというのは、やはり住民の皆さん、また議会の皆さん、そして、タウンミーティング等でお聞きした方々のご意見、そういった多くの方のご意見を踏まえた上で枝葉の議論をしたらいんじゃないか。また、そういった絵を描いていくということで、過日の全員協議会でお示しさせていただいた参考のイメージ図が一つの私どもの基本とする考え方であります。

ただし、それはあくまで、公園を整備するに当たってはそれ以上のものができることを期待をして、できるだけ多くの方の公募を期待しております。

現在、8社程度ということも担当から聞いておりますけれども、どのような業者かというのは全然聞いておりません。

最終的には選定審査委員の皆さんが十分それを精査、協議をしていただいて、私どものほうにその結果を示されるんじゃないかなと、このように思います。

恐らくこの12月末にはその結果が示され、また来年の3月までには進出業者の決定をしたいなど、このように計画は進んでおります。

それで、みさき公園を今後どのような思いで計画していくのかというのは、正直申し上げまして、このみさき公園の再整備の問題、多奈川の第一、第二の跡地の企業誘致の問題、これは私の政治生命をかけてやらなきゃいけない大きな事業かなと、このように思っております。

そういったことを考えますと、やはり、一人でも多くの意見、特に議会の皆さん方の協力を得ないとなかなか前には進めないと、このように思っております。

そういった意味では、今、ユニバーサルジャパンとか、また、天王寺動物園、また、ひらかたパーク、白浜のサファリ、いろんな公園がありますけれども、そういったものが私どもの町に、全く自然の公園にマッチングするのかどうかということも含めて、私は、やはり今の世代にあった公園を、自然の中で憩える、楽しめる、そういった公園にしたい、このように思っております。中身については、都度、担当のほうから報告は聞いておりますけれども、まだまだ具体的な資料がないだけに、皆さん方に披露することはできない、このことは大変申し訳ないなと思っておりますが、これは、やはり、このみさき公園はかねがね私が申し上げております、一つのものを左から右へ、右から左へ動かすような、そう簡単なものじゃないと。

やはり、腰を据えて、しっかりと検討し、協議を重ね、そして結果を出していく。そして、住民の皆さん、また町外の皆さんに喜んでもらえる、そういったすばらしい公園にしていきたい、このように思っております。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 田代町長から熱い思いを語っていただきました。

私としても、町を構成する議員の1名でございますので、また、大阪の中では維新の会として知事や取り組もうとしているIRもそうですが、万博、これを契機に、やはり岬町を含む大阪府がぐっと伸びていく、そこにきちんと組み込まれるように、私もしっかりと動いていきたいと思っておりますので、町長も頑張ってくださいと思います。

これで質問を終わります。

○道工晴久議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

2時8分まで休憩します。

(午後 2時04分 休憩)

(午後 2時08分 再開)

○道工晴久議長 休憩を解いて一般質問を行います。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。ただいま発言の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

本日の会議の様子は、後日YouTubeで動画配信されます。過去の動画を見た住民から、発言の内容が聞き取りにくい、分からないという意見が寄せられています。

したがって、私を含めてですが、発言する場合にはゆっくり、はっきり、大きな声で、分かりやすい言葉で発言するようお互いに努めたいと思います。

初めに、町所有車の安全管理についてお聞きします。

この質問の趣旨は、本町において数多く所有する公用車について、それらを利用する職員の安全運転意識の向上を図り、また、万が一交通事故が発生したときの責任を明確にする、そのためにもドライブレコーダーを設置してはどうかというものです。

まず、本町所有の公用車は何台あるのか。

また、最近の公用車での交通事故件数についてお聞きします。

○道工晴久議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

本町所有の公用車は76台で、うち消防車両が17台、その他、一般公用車が59台となっております。

交通事故の件数でございますが、平成30年度以降の過去3年間の公用車の交通事故件数について報告させていただきます。

平成30年度が、人身2件、物損15件。令和元年度が、物損11件。令和2年度が、物損3件となっております。

なお、令和3年度は、現時点で物損2件となっております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま事故の件数についてお聞きしました。

では、その公用車を運転する職員への安全運転の意識啓発はどのように実施してきていますか。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

職員の交通事故防止対策への取組でございますが、毎年、全国自治協会が作成する安全運転の啓発チラシを全職員に配布するとともに、年末年始などの節目におきまして、職員一人一人が安全意識を高め、事故防止に努めるよう周知を図っているところでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま、職員に対する安全意識啓発についてお聞きしました。

ここで確認ですが、まず、そもそもドライブレコーダーとはという話になるのですが、確認の意味で、ドライブレコーダーとは自動車運転中の映像や音声を記録する車載カメラのこと、車に取り付けるカメラですね、のことだと。

最近では、安全運転の意識や運転マナーの向上を図るため、また、交通事故発生時に適切な処理を行うために、公用車にドライブレコーダーを設置する市町村が増えています。

ドライブレコーダー設置のメリットについて考えてみたいのですが、まず1点目には、交通事故が発生した場合に、事故現場を記録することによって、自己防衛ができることであります。

事故は誰も見ていない場所で起こることがあります。相手によっては、自分が有利になるような嘘やでたらめを言うことがあるかもしれません。

事故の際、自身が不当な扱いを受けないためにも、その事故の顛末を記録できるドライブレコーダーは有益と思われれます。

また、ドライブレコーダー導入のメリット2点目は、運転者にとっても、常に録画されているという意識から危険運転をさせないため、安全運転を意識させるということが挙げられます。

そこでお聞きします。本町の公用車全てにドライブレコーダーを設置してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

近年、悪質なあおり運転や交通事故における重要な証拠となる映像を記録するドライブレコーダーを搭載する車両が増えており、公用車にもドライブレコーダーを搭載する自治体も増えております。

本町では、消防車両除く公用車59台のうち7台にドライブレコーダーが取り付けられています。

公用車のドライブレコーダーは証拠状態を記録することで、議員ご指摘のとおり、事故状況の把握や安全運転意識の向上、さらには防犯カメラとして安全・安心なまちづくりに貢献することが期待されることから、公用車の新車購入時にはドライブレコーダーを取り付けるとともに、既存車両については財政担当とも協議し、取付けの検討を行ってまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁でありましたが、事故の一部始終を録画できる、記録できるというのと同時に、防犯カメラ機能としても使えるというのがありました。

岬町においては、防犯カメラの台数がまだまだ多くありません、少ないです。

そういう意味では、町所有の公用車全てにドライブレコーダーを搭載すれば、防犯カメラとして、町のあちこちで何かあった場合に録画しているかもしれないというので、防犯カメラとしても活用できるというようにも思います。

そういう意味では、ドライブレコーダーが一石二鳥の効果があるのではないかと思います。ぜひ、早期に設置するように求めます。

次に、手話言語条例制定について質問します。

この手話言語条例については、本町において平成29年12月に制定されました。その条例制定後の取組状況をお聞きします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

今、議員お示しのとおり、本町では、平成29年12月に、手話が耳の聞こえない人の言語で

あることの理解を促進し、その普及啓発を図ることによって、全ての住民が相互に人格や個性を尊重して、心豊かに、共に生きることができる地域社会を目指していくために、手話言語条例を制定いたしました。

大阪府下の制定状況につきましては、大阪府を含め大阪府下44団体中、制定されている団体は大阪府をはじめ21団体で制定されており、町村では熊取町と本町。本町は、大阪府下で6番目に制定をいたしました。

岬町のこれまでの取組状況につきましては、平成30年度より手話通訳者の職員を配置するため募集を始め、平成31年度より手話の普及啓発として岬だよりに手話の基本表現、写真掲載、50音順の指文字の掲載を毎年実施してきました。

令和2年度には、任期付職員として手話通訳者を配置することができ、大阪府内の手話通訳者設置自治体で構成される聴覚障害者福祉担当職員連絡協議会に加盟し、他団体の取組事例の情報共有や研修を通じたスキルアップに努めています。

また、本年2月から聴覚障害者の方に防災行政無線の内容をFAXで送信し、また福祉課公式LINEを開設して、ろう者の方に防災行政無線の内容などを情報発信しています。

そのほか、本年6月には手話通訳士による職員を対象とした研修会を実施し、今月から重度障害者の方を対象に支援が必要であることを周囲が気づいて支援しやすくなるよう、災害支援ビブスの配布事業を開始いたしました。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁では、手話言語条例の制定について、大阪府下44団体のうち21団体が制定していると。そのうち、大阪府下では町として制定しているのは熊取町と岬町、2町だけだという話がございました。

また、大阪府下では6番目に岬町が条例を制定したとありました。

全日本ろうあ連盟によりますと、全国で手話言語条例を成立した自治体は31の都道府県、16の区、298の市、66の町、2つの村、合計413自治体となっています。

これは2021年8月5日現在のデータであります。

岬町は大阪府全体で6番目とありました。

また、全国的に見ると、岬町がこの条例を制定したのは、全国で124番目になるそうです。413団体のうち124番目。町としては、全国で10番目に制定したというように載っておりました。

大阪府下においても、全国的に見ても、岬町は早い時期に制定していると。

こんなに早く時代の変化、状況の変化に対応して、しかも良いことはすぐに取り入れるというのは大変素晴らしいと思います。その取組はすばらしく、また、素晴らしい政策判断だとも思います。

ただ一方で、こんな声を聞きます。岬町は新しいことを取り入れるのは早いですが、その後は何もせず、放ったらかしで内容が伴わないという声も聞きます。

良いことだから早く着手するという意味ではいいのですが、制定した後、中身が伴わないという声を聞きます、それは当事者からですね。

先ほどの答弁の中でも、今回の条例制定後、例えば手話通訳者の職員を配置したとか、様々な研修などで手話を織り交ぜて研修しているとありましたが、では、条例制定が岬町で手話言語条例、手話が言語の一つですよと認められた条例が制定されたということがどれほど住民に認知されているのか。

また、手話そのものがどれほど住民に広く周知されているかとなると、はなはだ疑問だと思います。

手話自体が一般的でない、見たこともないという住民がほとんどではないでしょうか。

少しここで話の方向が変わるのですが、今日は、8月20日、もうすぐ9月を迎えますが、9月23日というのがこの手話言語にとって意味がありまして、9月23日は手話言語の国際デーとなっているそうです。

この起源は、1951年9月23日に世界ろう連盟が設立された日とのことです。

この世界ろう連盟の働きかけにより、2017年に国連の第72回総会において、日本を含め98か国が共同提案した9月23日を手話言語の国際デーと宣言する決議が採択された。

この決議では、手話言語が音声言語と対等であることを認め、音声言語とは、この言葉、発言による言語ですね。

手話言語が音声言語と対等であるということを認め、ろう者（耳の聞こえない人）の人権が完全に保護されるよう、保障されるよう国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高めるための手段を講じる。これを促進することが目的であるとしております。

社会全体で手話言語についての意識を高めるための手段を講じるとあります。

これは岬町においても、さきの説明にありました、手話が耳の聞こえない人の言語であるというこの理解を進めるのだとありました。その普及啓発を図るとあります。

平成29年にこの手話言語条例が制定された岬町、3年経ちます。もうすぐ4年になろうとしています。

岬町においては、まだまだ手話の普及啓発は図れていないというのが現状ではないかと思いません。

それはなぜか。手話そのものを住民が目にする機会がないからと思うのですね。

手話を言語と認めた以上、町主催のイベントには必ず手話通訳者が同席しなければなりません。町の条例によって手話が言語であると認めたわけです。

そのイベントにろう者が参加しているとか、しないとか関係ありません。関係なく、音声の言語と同時に手話言語でも発信しなければならないと、その義務が生じるわけですね。

そこでお聞きしますが、現在、岬町での手話通訳者の登録人数は何人か。また、どのようなイベントに手話通訳者が配置されているか。そして、その手話通訳者の実働の実績をお答えください。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　お答えをさせていただきます。

手話通訳者の登録人数でございますが、手話言語条例を制定した後、登録手話通訳者は1名増えまして、現在、登録者数は5名でございます。

また、どのようなイベントに派遣されているかということでございますが、これまで協働のみさきの集い、健康長寿まつり、選挙投票日当日の待機などに派遣されています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としての町長による動画メッセージに手話通訳者を配置して実施いたしました。

また、通院等で派遣されている登録手話通訳者の延べ件数でございますが、令和2年度においては、実績として43件。延べ時間で76時間です。

この時間の考え方につきましては、登録通訳者が自宅を出た時間から自宅に帰ってくるまでの時間の合計を1時間未満を1時間とし、1時間以上は30分ごと1時間単価の半額を加算して計算しております。

○道工晴久議長　坂原正勝君。

○坂原正勝議員　手話通訳者、岬町では5名ということですね。少ないですね。

手話通訳の人が配置されているイベント、少ないですね。岬町では、各課の下に様々なイベントが開催されています。

その全てに手話通訳者を配置するとなると、そもそも通訳者の人数が足りませんね。

そういう意味では、手話通訳者を増やさなければならないと思います。

その一方で、派遣される手話通訳者の報償費というのはどうなっていますか。これは、例えば

として、近隣自治体も併せてお答えください。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃられましたとおり、登録の手話通訳者の人数につきましては5名ということで、少ないと感じているところでございます。

現在、手話通訳派遣事業としましては、毎年度、手話講習会を実施し、手話奉仕員の養成や手話の普及啓発にも取り組んでおります。

また、登録手話通訳者を対象とした手話通訳派遣に関する説明会の実施やスキルアップにつながる住民研修を実施する必要があると考えております。

今、ご質問のとおり、手話登録者数の報償費につきましては、近隣市町の手話通訳者登録派遣の報償費ですが、1時間当たり交通費込みで阪南市では1,400円、泉南市では1,700円、田尻町では1,350円で、岬町は交通費が別で1時間当たり1,000円と、近隣市町と比べて金額が低い状況にあります。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 その報償費も、近隣自治体と比べると低いという現状がありますね。

私は、今、イベントの手話通訳者の同席について言及しているのですが、実は手話通訳者の方というのは、そこだけではなくて、病院とか通院の際にも派遣されて一緒に病院に行きます。

この時期、病院に行くのは非常に難しいことで、コロナの関係で病院に行くのははばかられるご時世ですが、派遣されるので行くと。

そのときに、マスクをすればいいのですが、手話通訳はマスクで口が見えなかったら駄目なのですね。口の動きも併せて手話通訳になるのです。

それなので、口元はアクリルの透明の板で区切って行っております。ところが、アクリル板だとどんどん空気が漏れるというか、出入り自由なのですね。非常に怖がっておられる方がおられますね。

それから1時間、時給を払っていると言われましたけれども、現実には、通院で手話通訳を派遣される方は、病院に行く前に、先に当事者の方と打合せをするのです。どんな状況なのか、どこが痛いのか、どこが悪いのか、どういうふうがいいのか、悪いのか。

だから、病院の待ち時間にも、30分、1時間前に着いてそれを行っているわけですね。

終わった後も、病院の先生方の話を十分にその場では通訳できない部分があったりするので、また後で残ったりして、結構時間がかかったりするらしいです。



それも含めて成り手不足となっているのですが、報償費の見直しをぜひ見てあげてほしいと思います。

先ほど、これも答弁でありましたけれども、今年の6月、新人職員の研修に手話通訳者の方を講師として研修があったと聞きました。そのとき、私も参加しました。

その中で、講師の方がおっしゃっていたのは、手話言語というのは日本語ではないというお話でした。

私たち、言葉で会話する人にとっての母国語は日本語ですが、ろう者にとっては、自分が会話する言葉は日本語ではないそうです、手話言語というらしいです。

職員の方にろうの方が窓口に来て筆談するときの話もしておられました。

例えば、窓口でコロナの予約に耳の聞こえない人が来た。耳が聞こえないようなので筆談した。コロナの予約に行きたいと、ワクチンの。行けますかと、打てますかと。

担当の人が、コロナのワクチンの予約は今日いっぱい打てませんと書くわけですね。

それを書くと、音声言語を基に会話するとそうなるのですけれど、手話言語の人には通じないそうです。

コロナワクチン、今日は「いっぱいあるのになぜ打てないのか」となるらしいです。

通常、我々が話している言葉を書けばいいというわけではないらしいです、筆談にしても。手話言語というのは、それだけ別の言語なのだという認識から、まず我々はしていかなければならないと思います。

町として条例を制定した以上、もっともっと普及・啓発に力を注いでいくべきというふうに思います。

その手話言語について、今言いました意識啓発、それを高めるためには担当部署単独の取組だけでは不十分だと思います。

担当部署というのは、恐らく福祉課かと思うのですが、福祉課だけの取組だけでは不十分だと思うのです。

岬町役場全庁を挙げて、共通認識を持って取り組まなければ、一向に意識の高まりは求められない、進まないと思うのですね。

それから、また町内のすべてのイベントに手話通訳者を派遣する、配置となった場合、それも福祉課だけがその予算を計上するというので間に合うのかどうか。

各イベントを企画する担当課で手話通訳者派遣の予算も計上しなければならないのではないのかというように思うのですね。

そういう意味で、全庁を挙げて取組を進めていかなければならないと思います。

一般質問の場で取り上げさせてもらって、幹部職員の皆さんから聞いてもらって認識を共有すればどうかと思うのですが、今回はコロナの関係上、ここに欠席の方もおられるのですね、一部放送で聞いているかもしれませんが、

全庁的に取組を進めていくのであれば、ここにおられる方はもちろんのこと、ここにおられない方にも全庁を挙げて共通認識に立って進めていかなければならないと思います。

これらのことについて田代町長のお考えはいかがでしょうか。

○道工晴久議長 岬町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今、手話言語について、いかに対策が不十分であったかということのを再認識させていただきました。

私も手話に対する認識が少し足りなかったと思います。

私は条例を制定することを早急にするように指示をしてから三、四年が経つわけですが、その間、手話をやられる方を採用してはどうかと担当に指示をしていましたが、今おっしゃる数字では、なかなか職員を採用するというのは難しいと思っております。

各イベントについて、手話に触れて、手話言語をしっかりと、イベントの中でろう者が楽しくイベントに参加できるということは大切なことだと思います。

そういった意味では、やはり対策が不十分であったかなと反省をいたしております。

今後は、そういった各イベント等についての手話通訳者が参加できるように、各課にしっかりと認識をさせ参加できるようにしたいと思っております。

今、私も聞いていて、誰もが手話に触れて身近に感じてもらうという大切さが少し欠如していたのかなという感じがします。

今後は、そういった共通認識が図れるよう、精いっぱい努力をしてまいりたいと思います。

最後に補足ですが、報償費の金額が他市町村に比べて低いという担当の説明がありましたが、これは近隣の市町の報償費にどのようなものが含まれているか把握できていませんので、この辺も含めて検討してまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 各部、課、共通認識を持って各イベントに配置されれば、イベントに参加した住民が手話を生で見るわけです。そういう方に接していくこと、機会が増えていくことで手話通訳

の、まず存在そのものを知りますし、また興味を持たれる方も増えてくるかと思います。

そういう意味では、手話通訳者を増やしていくきっかけにもなると思うのですよね。

そういう意味で、ぜひ町全体の共通認識として徹底されるように、これは速やかに、また丁寧な対応を求めておきます。

次の質問に移ります。

防災減災対策についてお聞きします。

先日は岬町に大雨警報が発令されました。災害対策本部が設置され、職員の皆さんが本部や避難所に着任し、また町内を巡回されました。大変にご苦労さまでございました。

皆さんの献身的な働きによって、岬町住民の安全が守られました。これは、そのことをあまりよく知らない住民もおられると思いますが、住民に代わりここで改めてお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

今年も間もなく台風シーズンを迎えることから、防災、減災について質問したいと思います。

初めに、防災と減災について、その言葉の意味を確認したいと思います。それは私が調べてきました。

それによりますと、防災とは、災害による被害を出さないようにする対策のこと。被害をゼロに近づける取組を指すとあります。

減災とは、災害による被害を最小限に抑えるための対策のこととあります。これは、被害が出ることを前提として、人的、物的な被害や損害を減らそうとする考え方を指すとありました。

防災というのは被害そのものをなくす、ゼロに近づけるのですね。減災というのは、災害による被害は避けることができない。それなので、それを最小限に抑える努力をする、対策をする。その違いがあるそうです。

最近では、被害をゼロに近づけるといふ防災よりも、合理的な考え方として被害を最小限に抑えるという減災、この減災を災害予防のベースとして位置づけることが多くなっているとこのデータにはありました。

その意味から、ここでは特に減災に注目して、中でも人的被害を減らす取組について確認したいと思います。

災害発生時に一人では避難することが困難で支援が必要な人、このような人を避難行動要支援者といいます。避難するのに支援者がなければ一人では避難できない方のことですね。

避難行動要支援者といいます。安全で迅速に避難するためには、あらかじめ対象者を把握しなければなりません。

そこでお聞きしますが、岬町において避難行動要支援者の名簿の作成状況はどうなっていますか、お答えください。

○道工晴久議長 危機管理監、増田 明君。

○増田危機管理監 ご質問にお答えします。

避難行動要支援者名簿の作成状況につきましては、令和2年度において、岬町地域防災計画にて定める、配慮が必要な8要件の対象者が、

- 1、介護保険における要介護度3以上の認定者。
- 2、身体障害者手帳1級または2級を所持する方。
- 3、療育手帳Aを所持する方。
- 4、精神障害者保険福祉手帳1級を所持する方。
- 5、満70歳以上の一人暮らしの方。
- 6、満70歳以上の高齢者だけでお住まいの方。
- 7、生命維持に必要な医療的ケアが必要な方。
- 8、その他で支援が必要な方、

としまして、合わせて3,504名の方がおられます。

令和2年度の名簿は作成済みであります。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 令和2年度で3,504名の避難行動要支援者の名簿が作成済みだということをお聞きしました。

では、その避難をするときに支援を必要とする人、その人それぞれの個別避難計画の作成状況はどうなっていますか、お答えください。

○道工晴久議長 危機管理監、増田 明君。

○増田危機管理監 議員の質問にお答えいたします。

個別避難計画作成の進捗状況につきましては、避難行動要支援者名簿に登録されている方で、災害時等において避難支援を希望し、家族等の支援する者がいないもののうち、避難支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意する方から登録申請の受付を行っており、令和2年度では合計909名の方が申請されております。

この申請データを整理した登録者名簿は、避難支援等関係者である社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、また一部の自治区に情報提供しております。

これにより、この名簿を利用し、登録者への日頃の見守りや声掛け活動を行う中で、災害時の

支援体制づくりや個別避難計画を策定するための環境づくりを行っています。

また避難支援等関係者の皆様には日頃より個別避難計画の作成についてご協力をお願いしているところです。

課題といたしましては、避難支援者を誰にお願いするのかということがあり、これまで避難支援等関係者の皆様にはご協力をお願いしてまいりましたが、具体的などころまでは踏み込めていなかったことから、まずは地域の高齢者等の見守り活動などに活発に取り組んでおられる自治区におきまして、具体的に計画作成に取り組んでいただくことを予定しております。

この地区での計画作成をモデルケースにし、他の地区にも順次広げていきたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 答弁をいただきましたが、私は今、個別避難計画の作成状況はどうかとお聞きしました。

今の答弁では、質問に対しての直接の答えがなかったかと思うのですが、もう一度確認ですが、個別避難計画というのはできているのですか、できていないのですか、どちらですか。明確にお答えください。

○道工晴久議長 危機管理監、増田 明君。

○増田危機管理監 議員の質問にお答えいたします。

支援等関係者の社会福祉協議会等関係者の皆様にはご説明を行いまして、ご協力をお願いしておりましたが、今のところ、まだできていない状況であります。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 その前の答弁で、避難支援を受けることに同意した人、登録している人数が909名とございました。

この登録というのは、私が理解しているところでは、大規模災害等が発生した場合、我々行政だけでどうしようもないと、そのときに自衛隊とか警察、消防、その他の機関に応援を依頼すると。

そのときに、例えば自衛隊に出動してもらって、その自衛隊にその人の名簿を渡す、一人では避難できない人、支援が必要な人、その人たちのうち、さきほど3,500何名と言いましたけれども、その人たちのうち909名の方が同意していると。

その名簿を外部機関に渡してもいいですよということに同意している、それが909名というように理解しているのですが、その考え方は間違っていないですか。

それを先に確認します。

○道工晴久議長 危機管理監、増田 明君。

○増田危機管理監 議員の質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿に関しましては、8要件ございます。

その8要件に該当する方は、避難行動要支援者名簿に登録されております。

その中で、こちらから、避難行動要支援者名簿8要件の該当者に案内を送りまして、避難支援を希望される方につきましては、避難支援の登録制度ということで希望される方の名簿というのがまたもう一つございます。

災害が起こった場合には、8要件の全ての方の名簿を自衛隊とか消防とか警察のほうに本人の同意なしで提供することができるという制度になっております。

発災前、災害が起こる前につきましては、個人情報に関係支援機関に提供してもいいという方、情報提供に同意する方の名簿は提供しているような状況です。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 少しその辺がかみ合いませんので、その辺はスルーします。

先ほどの答弁で、災害時に避難支援を受けることに同意した人、909名の方と言われましたが、これは間違いないですね。

私は、この同じ質問を平成31年3月議会でもお聞きしました。

そのときの答弁では815名の方が登録していると、今回、909名ですね。そのときは815名とありました。

その815名の方が申請しているが、個別計画については来年度から作成に着手するとありました。これ、平成31年度です。

次年度から元年になるのですかね、令和元年。今年、令和3年度になるのですが、この間に行動計画が全く進んでいない、できていないことになりますけれども、2年が経過してできていないという理由は何かあるのでしょうか。

お答えください。

○道工晴久議長 危機管理監、増田 明君。

○増田危機管理監 議員の質問にお答えいたします。

個別避難計画につきましては、誰に支援者としてお願いするかということがございますので、支援等関係機関ということで、社会福祉協議会とか民生児童委員の方、また自治区の方という関係者の皆様に制度を説明し、お願いをしてきた状況ではありますが、なかなか具体的な部分まで

踏み込めておりませんでしたので、また具体的に、実際に地区に入りまして説明等、実際に計画をつくっていくような形で進めていきたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 次、最後の質問です。

今年5月20日に災害対策基本法が改正されました。この改正を受けて、危機管理監として、今後どのようにしていくお考えか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 危機管理監、増田 明君。

○増田危機管理監 議員の質問にお答えいたします。

本年5月20日より施行の改正災害対策基本法の主な改正点の一つが避難情報の変更で、警戒レベル3の「避難準備、高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に。

また、警戒レベル4の「避難勧告、避難指示」を「避難指示」へ一本化。また、警戒レベル5では「災害発生情報」から「緊急安全確保」へ変更されました。

これに関連し、岬町避難情報の判断、伝達マニュアルを改正しております。

この避難情報の変更はマスコミ等でも報道されておりますが、町におきましても、岬日より8月号に記載することで周知を図っております。

また、もう一つの大きな変更点としまして、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことです。これは全国的に任意の取組では十分ではないとされ、国では本年度、「個別避難計画策定モデル事業」を行い、効果的、効率的な作成手法を構築するためモデル事業を実施し、そこで得られた知見を全国の自治体へ普及、啓発する予定と聞いております。

国から成果や知見等が示されれば、本町においても有効に活用していきたいと考えております。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 本年5月20日、災害対策基本法が改正されて、個別避難計画は市町村の努力義務、個別避難計画作成は市町村の努力義務となったのですね、はっきりと明文化されたということですので、ぜひ早急に取組を進めてほしいと思います。

以上で終わります。

○道工晴久議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

3時10分まで暫時休憩いたします。

(午後 2時58分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に続きまして一般質問を行います。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

コロナ感染によりお亡くなりになられた方々、また大雨によって犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げます。

岬町で取り組まれているコロナ対策のさらなる強化を求めるとともに、災害への備えを怠りなく行うことを改めて求めるものであります。

新型コロナの第5波が急拡大し、4度目の緊急事態宣言が発令、期間延長もなされました。

昨日は、全国でも大阪でも過去最多の感染者数となり、全国一多い死者数を記録している大阪では、2,500人に迫る新規陽性者を出す事態に立ち至っています。

岬町では、昨日時点で累計感染者数が98人となっており、今後の感染者の増加が懸念されるところであります。

大阪で1,536人もの犠牲を生んだ第4波同様の悲劇的事態が毎日のように報道されており、政治の責任が厳しく問われています。

ワクチン接種の失敗、検査拡大への消極性、減収補填を一貫して否定する姿勢、オリンピック・パラリンピックの強行、果てには重症者以外は自宅療養という重大な方針転換を行うなど、菅政権への国民の批判は沸点に達しており、政治に殺されるという怨嗟の声が渦巻いています。

パラリンピック選手団の入国が始まっていますが、今月15日までに5か国6人の感染が確認されており、102人が濃厚接触者と判定されています。

オリンピックでも多くの感染者が発生しましたが、おとといの報道では、組織委員会が7月1日から発表しているオリンピック・パラリンピックに関連した感染者の累計は、オリンピック関連が544人、パラリンピック関連が58人、合わせて602人とのことであります。

さらに、五輪関係者から日本で初めての新たな変異種であるラムダ株が発見されました。

ラムダ株については今後解明が進められることと思いますが、現在の第5波の感染拡大を生んでいるデルタ株以上の危険性を持つとの指摘もあります。パラリンピックは中止して、あらゆる力をコロナ対策に充てることを求めるものであります。

菅政権、吉村大阪府政の下で岬町の住民を守るには、地方自治体の自主性と主体性が問われることとなります。

岬町はこれまで以上に住民の命と暮らし、生業を守るために全力を尽くすよう求めて質問を始めます。



1点目は、コロナ危機を乗り越えるためにというテーマで質問をいたします。

まず初めに、ワクチン接種の進捗状況について確認させていただきます。

感染拡大の抑え込みの一つに、安全、迅速なワクチン接種を進める必要がありますが、最新の接種状況をお答えいただきたいと思います。

65歳以上と64歳以下それぞれで、1回目接種、2回目接種者数と割合をお答えください。

併せて、予約状況についてもお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 　お答えをさせていただきます。

接種体制が整うものの、国からのワクチン供給が追いつかない自治体が多くある中、本町ではワクチン接種がスムーズに進み、それに応じてワクチンの数も早い段階で対象となる12歳以上で希望される方の分が確保できております。

国は、各自治体の進捗状況を把握するための目安としたワクチン接種記録システムの接種記録を基に、ワクチン接種が進んでいる自治体にオーダー通りのワクチンを供給すると決めたその時期に、本町では希望される方全ての分のワクチンをオーダーしたことで、早い段階でワクチン供給の見通しがつきました。

見通しがついたことを受けて、64歳以下の方の接種券を当初計画より前倒しをしまして発送し、また、各医療機関も積極的に接種回数を増やしていただくことができたことで、全体的に早めて接種が進んでおります。

議員ご質問の、岬町接種状況についてですが、ワクチン接種記録システム（VRS）の速報値、8月16日時点によります65歳以上の接種状況について、少なくとも1回目の接種が済まれた方が5,502回、率としまして88.9%、2回目の接種が済まれた方は5,418回、87.5%、続いて64歳以下の接種状況につきましては、少なくとも1回目の接種が済まれた方が4,922回の52.5%、2回目の接種が済まれた方につきましては3,420回分で、率として36.5%となっております。

○道工晴久議長 　中原 晶君。

○中原 晶議員 　予約状況については言えますか。

○道工晴久議長 　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 　失礼いたしました。

予約状況につきましては、先ほどの時点でちょっとずれることにはなりますが、現在、1万7,808回分のワクチンが、1回目、2回目合わせて、接種が済んでおりまして、それ以降、予約

数につきましては3、176回分の予約が入っております。

その数でいいますと、合計2万984回分の接種の見込みとなりまして、単純に2で割りますと1万492人分の接種が見込まれるという計算になります。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 引き続き、安全、迅速なワクチン接種に努めるように求めるものであります。

検査体制についてお尋ねをいたします。

ワクチン接種と合わせて、検査の拡大も必要であります。かねてから繰り返し申し上げておりますが、ワクチンは100%ではありません。

新型コロナウイルスは無症状の感染者が一定数あることや、発症前に感染を広げるという特徴があり、いかにして無症状の感染者を見つけるかが感染抑え込みの一つの鍵になります。

その観点から、高齢者施設等での定期的検査の強化を繰り返し求めてきたところであります。

高齢者施設等におけるクラスターの発生は減少傾向にありますが、引き続き対策が必要だと考えるものであります。

施設における定期的検査は進んでいるでしょうか、確認させていただきます。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

大阪府における高齢者施設等での定期的な検査につきましては、引き続き令和3年7月から当分の間実施されると聞いております。

岬町において、令和3年6月まで実施対象とされていた高齢者施設で10施設、障がい者施設で1施設のうち、大阪府における定期的に検査を実施されていた高齢者施設4施設、障がい者施設1施設につきましては、現在も引き続き実施されていると聞いております。

また、和歌山県で実施されている1施設も引き続きされておまして、併設する医療機関で検査が実施できるとして大阪府の検査を受けていない施設は3施設でございます。

それ以外の、これまでも実施されていなかった残りの3施設は、そのうち1施設は検討されていると伺っておりますが、やはり検体を和泉保健所まで持って行かなければならないという時間的な要因でまだ実施に至っていないと聞いております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 少し確認なのですが、私、聞き違えたというか、メモし間違えたのかもしれないのですが、対象になる施設は岬町内に11施設あったということであったと思います。

それで、今のご答弁の結論としては、そのうちの8施設が以前から定期的な検査を行っていて、

そこから増えていないという結論は分かりました。

その内訳の話で、府の検査の仕組みを使って定期的検査を行っているところが4足す1とおっしゃったかと思うのです。

それで、和歌山の施設で検査ができるところが1と。それに加えて併設施設で検査ができるというのが3とおっしゃいましたか、2かな。

これ、全部足したら9になるのです。それで、少し内訳がよく分からなくなっているのだけれど、結論としては変わらないと思うので、今日は時間短縮頑張ろうと思っているんです。

だから、これはまた後で詳しく内訳についてお聞きしたいと思います。

結論について先ほど申し上げたとおり、対象は11あるのだけれど、8つの施設で検査は定期的に行われていて、残り3つだと。

なぜ3つ残っているかについては、和泉保健所まで検体を届けなければならないという負担があるということで、なかなかこれが広がっていかないという状況があるということをお聞きしました。

これについては、大阪府にもっと近いところに検体を届けられるようにできないかとか、そういったことを伝えてくださっていることもお聞きしておりますから、引き続き大阪府に対して強くそういった要望を伝えていただきたいと思います。

それで、ただこの局面になってきますと、高齢者等の施設でのクラスターは減ってきていますよね、第5波に入ってから。

障がい者施設については、クラスター発生の割合は大きくは変わっていません、3波、4波、5波、あまり変わっていないのです。

ただ、今ここに来て増えているのが、大学、学校関連、それから児童施設関連、それから企業、事業所関連、この3つが大きく増えておりますので、そこへの対策も必要になってくる。ということからしますと、このことも併せて大阪府に対してしっかりと伝えていっていただきたいと思います。

引き続きお尋ねします。

検査の拡充という点については、以前から申し上げておりますが、誰でも何度でも無料で検査が受けられるようにする、ということが早期に感染者を見つけて隔離、保護、治療することにつながると。そのことで新たな感染を抑え込むということを繰り返し主張しているわけですが、こういったことに取り組む自治体が徐々に増えてきております。

お調べでしたら、他の先進事例のそういった検査の拡充の状況を教えていただきたいと思います。

す。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るとともに、社会経済活動を促進するため、泉佐野市、泉大津市が無症状の住民に対してPCR検査を実施しております。

泉佐野市が実施しております大阪PCR検査センター泉佐野は、若手医師の有志でつくられた会社が運営母体としまして、この会社は泉佐野のほか、難波、梅田、新大阪に検査会場を設けております。

この大阪PCR検査センター泉佐野は、南海電車りんくうタウン駅ビルに会場があり、泉佐野市民の方は検査を受けられ数に制限がございますが、無料で検査が受けられます。

それ以外の方は1回税込2,980円で受けられます。

続いて、泉大津市は検査事業所を誘致して市役所職員会館に会場を提供して実施しています。

泉大津市民市内事業者在勤者は1回税込3,000円で、それ以外の方は1回税込4,000円で検査が受けられると聞いております。

検査期間は泉佐野市で令和4年3月31日まで、泉大津市は令和3年5月31日までの期間を8月30日まで期間を延長して実施されると聞いております。

運営状況を伺いましたが、2か所とも検査に来られる方の人数等実施期間の見通しが立てづらく、泉大津市においては事業運営を維持する方策を検討しているとのことでした。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 泉佐野市と泉大津市で実施されているPCR検査が受けられる機関についてご紹介をいただきました。

ご紹介いただいたとおり、無症状の住民の方を対象にされている、これが非常に大事なのです。

症状が出ている、それで感染の疑いがあるという方は、行政検査と言って保健所に向けての指示に基づいて検査や入院になっていくわけですが、そのラインに乗らない無症状の方の検査をいかに広げるか、これが感染を見つけて抑え込むことにつながっていくということなのです。

あと、四條畷市でもこういった検査は始まっています。四條畷市民は1回500円、市外の方は4,000円ということでありますけれども、あちこちでそういうことは広がっておりまして、また、もう一方で、病院などで無症状の方を対象にしたPCR検査を行っているところがありますので、そこで検査を受ける場合に補助を出しますという、そういった施策に踏み出している自治体も増えてきているところでもあります。

病院で受けようと思ったら、安くて1万円代、高かったら3万円台までです。

そこに対して、一般的には上限2万円までとかいう形で自治体が補助を出すということに取り組んでいます。

先ほどご紹介いただきました泉佐野市や泉大津市の例、また、私から説明をさせていただきました病院でPCR等の検査を受けたときの補助金を出すといった取組、そういうことも通じて無症状の住民の方を対象に検査を広げる、ということを岬町でも取り組む必要があるのではないかと繰り返し言っていますけれども、改めてお聞きします。いかがでしょうか。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　お答えをさせていただきます。

感染していることを知らず無症状のまま、あるいは症状が出る前に感染を広げてしまうことを防ぐためには、定期的な検査は有効的であると認識しておりますが、大阪府は重症化リスクの高い高齢者の方と接する高齢者施設等の従事者に対して定期的な検査が必要であるとして、実施してきております。

今後、感染拡大防止と社会経済活動を両立させるなどのための施策として取り組むいわゆる社会的検査につきましては、本来であれば国もしくは大阪府が実施する施策であると考え、本町独自で実施することは現在のところ考えておりません。

○道工晴久議長　中原　晶君。

○中原　晶議員　現在のところ考えていないということですが、ぜひ、今後お考えいただきたいというか、もう、これ収束の出口が見えない状況に今なっていますよね。増えていって、どんどん増えていっている。

ピークアウトが今、よく分からない、どこまで増えるのという状況になっていますよね。

ですので、これを抑え込んでいこうと思ったら複数の対策が必要なのですが、その一つの決め手になるのは、やはり検査だと私は改めて主張したいと思います。

それから、今、お答えになった定期的検査の重要性は理解しますと。

そのことは結構なのですが、大阪府は高齢者への検査を行っているというようなことをおっしゃいました。

高齢者の施設で行っている検査は高齢者対象ではないのですよ。そこに勤務している方が対象ですよ。

もちろん、高齢者にうつさないということは大切なので、その検査は従前どおり進めたらいいのですけれども、さきほど言ったとおり、高齢者はワクチンの効果がかかり出始めているのです。

ですから、シフトを変えないといけない。

大阪府もちろんそれは自覚しておられますけれど、だから、答弁としては、大阪府は高齢者の検査を行っているしというのは、答弁としていかがかと思ったので感想としてお伝えしたいと思います。

今後も、是非、いつでも、誰でも、何度でも、ただでできる検査、というものに岬町も踏み出すように改めて求めておきたいと思います。

引き続きお尋ねします。

万一感染した場合、入院を抑制されて医療にかかれず亡くなる、という大阪での第4波のような事態が既に全国で起こっております。

大阪でも既にこれがまた始まっているというように見るべきだと私は思っています。

それで、8月18日に行われた大阪府のコロナ対策本部会議での報告における、入院、療養状況についてご報告をいただきたいと思います。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

大阪府におけるコロナの入院及び療養状況につきましては、すぐに入院、宿泊できる病床数、部屋数に対して運用している部屋の割合を示す運用率につきましては、8月17日時点での重症病床では、入院数157人に対して運用病床数は325床あり、率としまして48.3%の運用率でございます。

次に、軽症中等病床では、入院数1,789人に対して運用病床数は2,435床ありまして、率として73.5%の運用率でございます。

続いて、宿泊療養施設では、療養者2,494人に対しまして運用部屋数4,716部屋ございまして、率として52.9%の運用率でございます。

なお、自宅療養者の数につきましては9,039人でございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 これは8月17日時点ということでありまして、重症者のロットが大阪府は頑張っていて、大阪が頑張っていて増やしているというより病院が頑張っていて増やしているというべきなのですが、徐々に増やしていることは存じ上げておりますし、また大阪府としてはフェーズ5という、最大級非常事態という状況に至ったということで、580床を確保しましょうということで、一応、ベッド自体は587、このとき確保したということになっているのです。

だけれど、ご承知のとおり、コロナの重症者には医療関係者、医療従事者が6人以上必要なわ

けですよ。だから、ベッドだけあってもだめなわけですね。

実際にすぐ受け入れられますという状況にある医療従事者とベッドがありますというベッドの数が325しかまだない。

それで、そこに17日時点で157人入院されているという報告だったわけですね。

軽症中等症、それから宿泊療養施設についてもご報告いただきました。

問題は自宅療養なのです。9,039人、8月17日時点なので、ここからさらにどの指標も増えているであろうということは想像に難くないところであります。

宿泊療養施設については、大阪府もあちこちに呼びかけて6,000近い確保の見通しが立っているということも報道では聞いているところです。

第4波のときに2,000人近い自宅療養者があったのではないかと思うのですが、それで、大阪市大丈夫かなと思っていたのが、今は1万人に迫る、もしかしたら1万人を超えているかもしれないのですよね。そういう状況になっています。

だから、政治がしっかりと責任を果たしていかないといけないということを繰り返し主張しているところであります。

ところが、この間、政府や大阪府が入院制限の基準を変更しています。

政府については、重症者以外は自宅療養だということんでもないことを言い、ニュースでも皆さんお聞きになったところだと思います。

これは、菅総理大臣も言うし、厚生労働大臣も言うのだけれど、厚生労働大臣などは発言が二転三転しているのです。菅総理大臣も厚生労働大臣も、原則、自宅療養だという方針の撤回はなさらないのですよ、なさっていないのです。

ですので、これを基にして、大阪府でも13日から実際の基準の見直しが行われております。

それがどのように変わったのか、この場で確認したいと思います。

入院の扱い、それから宿泊療養の扱い、転退院の目安、この3つがこれまでと、今後というか、13日以降どのように変わったのか、ご説明をいただきたいと思います。

○道工晴久議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　お答えをさせていただきます。

新型コロナの感染急拡大が続く中、大阪府は入院・宿泊需要量に関する基準を見直すことを明らかにしました。

入院につきましては、これまでは原則65歳以上の患者などが対象としていましたが、今後は中等症以上、もしくは基礎疾患がある軽症者などを絞り込むとされております。

続いて、宿泊療養につきましては、これまで入院が不要な患者を対象としておりましたが、今後は40歳以上の方、もしくは40歳未満の基礎疾患のある患者などとされております。

入院につきましては、発症後、約10日間がたたなくても容態が安定した患者につきましては、宿泊療養施設に転退院の目安としております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 入院も宿泊療養も転退院の目安も全て厳格化された、基準が、対象が狭まっています。

それは現実を見た場合、病院を減らし、ベッドを減らしというのは、保健所もですね、ここ数十年にわたって日本の国は行ってきたわけですから、受皿がないということは分かりますが、ただ目の前にある命を救えない、そんな状況が広がっているのです。

こんな状況になると、岬町の方で感染者が出たとき、その方が一体どうなるのだろうと。

以前の基準であれば入院できたのに、新たな運用になって入院ができない、自宅に置き去りにされているということにならないだろうかと、本当に心配になっています。

このことについては、岬町が直接何かをするというのは非常に難しい問題だと思いますから、国や大阪府にしっかりと責任を果たすように、ぜひ機会あるごとに求めていただきたいと思えます。

それで、引き続きお尋ねするのが、感染状況等についてお聞きしましたけれども、次に、生理の貧困の問題についてお聞きしたいのです。

いろんなコロナの対策を岬町としては取ってきておられます。住民の暮らしや事業者を守る取組について、私は高く評価をしているところでありまして、これまで十分とは言えないと思えますけれども、独自に様々な努力がなされていますので、細かいことについてはここでは言及せず、改めて生理の貧困の問題について取り上げたいと思えます。

岬町では、今年の5月臨時会において、他の市町村に先駆けて生理の貧困問題への対応がなされました。大いに歓迎するものであります。

地域福祉課の窓口での手渡しを基本に、代理の受け取りなど、柔軟な対応がなされているとお聞きしています。

ここで生理用品の配布枚数をお聞きしたいと思います。

また、予算では何パック分の生理用品を確保していたか、これも併せてお聞きします。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。



これまでの配布状況につきましては、7月末時点で窓口において配布した数は88個で、訪問等で配布した数は5個、合計で93個無料配布いたしました。

これまでの配布状況だけを見ても、使用期限を迎える前の災害備蓄品だけでは数が足りず、必要とされる住民の方には行き届かなかったことが分かり、備蓄品とは別に購入して無料配布でできたことが必要な施策であったと再認識したところでございます。

そこで、今回、購入予算につきましては約2,000個の予算がございまして、当初は約800個購入して配布を進めております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 この取組は、いろんなところでなされています。ただ、災害部局のみで対応しているところが非常に多いのです。

だから、そういう意味で今お答えになった、災害備蓄だけでは足りなかったということが改めて取組を行って分かったと。新たに予算を措置してでも生理用品が手に入りにくいという人に無償で提供する、という事業に取り組みましたということは非常に前向きだと思います。

ただ、今、確認したところ、予算も、それから購入した生理用品もゆとりがあるということが分かりましたので、これ、仕組みとしては最初1人1パックと限定されていましたね。

まずは、この1人1パックという上限を外して、毎月やってきますので、健康な女性の場合です。限定を外して、また、どうぞ取りに来てください。まだ予備がありますというような取組をまずはなさってはいかがかと思えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○道工晴久議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

コロナ禍が続く、経済が回復してない中、引き続き必要な方につきましては無料配布したいと考えまして、改めてまた周知する予定としております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 結構だと思います、よろしく申し上げます。

引き続きお尋ねいたします。

この機会に改めて確認したいことがございます。私、生理の貧困と何度も言っていますけれども、そもそも生理の貧困とは何かという問題について、この機会に改めて確認したいと思えます。

今年の春、#みんなの生理というグループがアンケート調査を行いまして、その結果が話題になりました。

社会人1年生の共同代表谷口あゆみさん始め、若い皆さんが加わって様々な活動に取り組んで

おられます。

#みんなの生理というグループは、全ての人の生理に関するニーズが満たされ、どんな人も自分らしく暮らせる社会を目指して、生理による不平等をなくすことを目的に活動をされています。

今回は、彼女ら、彼らが取り組んだアンケート結果を基に幾つかお聞きしたいと思いますが、幾つも聞いていたら時間がないから、少し聞きたいと思いますが、まず、生理の貧困とは何か、その定義についてお示しいただきたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

生理の貧困問題につきましては、もともと海外で社会問題として取り上げられてきたものでございますけれども。生理の貧困とは、生理用品や衛生設備など、生理を衛生的に迎えるための物理的環境及び生理に関する教育に十分アクセスできない状態のことを指します。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そのアンケートの結果がインターネットでも公開されていたりするのですが、その中でこんな問いがあります。

過去1年間で、金銭的な理由によって生理用品を買うのに苦労したことがありますか、という問いがございます。

それに対して、「はい、あります」「経験があります」と回答した人の割合をお答えください。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

経済的な理由で、ほかのものを我慢して、代わりに生理用品を購入するなど、生理用品を買うのに苦労したことがあると答えた人は約5人に1人の割合で、20%となっております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 非常に割合が高いと私は思いました。

もちろん、このアンケート調査は、年代や、また人数にも一定の限界があるといえますが、そういうものではありますので、この割合をどう見るかというのはまた別の議論があろうかとは思いますが、インターネットを通じて回答した若い女性、20代の前半が非常に多かったのですが、そういった方々の中で、コロナ禍による貧困が広がっていることや、そのことによって、生理という、生きている以上、また、健康に生きている以上、必ずやってくるものが十分手に入らないということの実態を示したところであります。

このことに対して、岬町がさきほどお答えいただいた、無料配布にいち早く取り組まれたとい

うことを私は非常に先見性が高いというように思うし、温もりのある岬町だということを改めて感じているところなのです。

この運動、この取組をさらに前に進めていく必要があると思っているのですが、この5月のときに無料配布を行うと同時に、災害備蓄を活用して、各学校に生理用品を配置したということをお聞きしておりますが、その活用状況についてお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

災害用に備蓄している生理用品につきまして、小・中学校に配布したところでございます。

1パック28枚入りで、児童生徒数で按分し、岬中学校に6パック、淡輪小学校7パック、深日小学校2パック、多奈川小学校1パック配布しております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 この配布、また設置の状況ですけれども、これは保健室、いわゆる保健室、今、何て言うのか、そこに置いているという状況だと聞いています。

これを、トイレに配置する必要があると私は思っています。

ですので、時間の関係でお答えを今日はいただきませんが、ぜひご検討いただきたいのが、トイレに配置することをぜひお考えいただきたいと思います。

コロナに関しては以上にしたいと思います。

引き続き、新たなみさき公園づくりについてお尋ねをいたします。

先行開園が今、行われておりまして、来訪者数については竹原議員の質問で確認できましたので、整備状況についてお聞きします。

この間の大雨もありまして、排水や施設撤去後の埋め戻し土砂の流出が懸念されると思っています。

安全性や利便性において、問題がないのか確認をさせていただきます。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

まず、排水対策につきましては、南海運営時の排水計画に基づき実施しております。

また、動物園エリアの埋め戻し箇所等につきましては、新たな排水管の敷設などを行い、動物園エリア以外に影響がある箇所につきましても、新たな排水管の敷設や排水路の清掃などの改善を行っていただいたところで、これらにつきましては、南海電鉄との打合せの際や完了検査時などで確認を行っており、現在のところ、先日の大雨でも確かに水は貯まりましたけれども、特に

不具合が生じているといったところはないと考えております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 それを聞いて安心をいたしました。引き続き、安全性については、とりわけ必要な確認を行っていただきたいと思います。

進出事業者募集についてお聞きいたします。

遡って確認いたしますと、3月12日までとされていた第1回の募集に対しては1社の応募があったものの、残念ながら参加資格を満たしておらず、4月末を期限に再募集が行われたのが2回目であったと思います。

そこへの応募はありませんでした。

この一連の結果を受けて、一次審査の受付を9月21日から30日までと、一定のゆとりを持って3回目の募集機会が設けられたということかと思っています。

それで、今回、新たに事前相談期間というのを設けて、8月16日までの期間に進出意欲のある事業者からの関心表明書というものの提出を受け付けておられました。

そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

提出のあった事業者は何社であったのか、また、そのうちマッチングを希望される事業者は何社あったか、お答えいただければと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

8月16日で締め切っておりますが、現在、8社から関心表明書の提出をいただいております。となつてございます。

また、そのうち7社がマッチングを希望されるという旨を提出されております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 8社から関心表明書が提出され、そのうち7社がマッチングを希望されているということでありました。

なかなか、1社である広大な土地を維持管理するというのは大変ですから、なるほどと、そうか、圧倒的にマッチングを望んでおられるのだと、複数の事業者で全体としてみさき公園を運営したいということなのだということを今、聞いていて感じました。

それで、もう少し聞くのですけれども、今回、事前相談の中で、マッチングを希望する事業者に合同で事前相談を行うことが可能とされておられます。

そういった事業者は具体的にあったのかどうか、参考までにお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

関心表明書を提出された事業者のうち6社から事前相談の申入れがありまして、これにつきましては、個別で全て事前相談を行っております。

その中で、マッチングを希望される方々につきましては、その希望者のみに希望されている事業者のリストというものを皆さんにお配りして、独自で交渉していただくようお願いしたところでございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ということは、合同で事前相談を行ったという事実はなかったということと受け止めたいと思います。

今、お答えいただいたことでいうと、マッチングを希望される事業者の情報をマッチングを希望される事業者に伝えたと、あとは君たち、情報交換してくれということですね。

そこで一つ申し上げておきたいのは、そのマッチングへの支援を岬町として必要であれば行っていただきたいと思うことであります。これは求めるにとどめたいと思います。

最後から二つ目に、今後のスケジュールをお聞きしておきたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

今後の事業者選定スケジュールにつきましては、予定どおり、来月9月21日から9月30日までの間で第一次審査の受付を行います。

そして、PFI事業者選定審査委員会による審査を経て、10月15日が第一次審査の結果通知日となっております。

この第一次審査において複数の事業者の応募があることを今は期待しているところとなっております。

なお、第一次審査を通過する事業者があれば、その後、事業者との個別対話を行い、11月8日より19日までの間が第二次審査書類の受付期間となっております。

ここで具体的な新たなみさき公園の事業計画などの提案をお受けすることになりまして、PFI事業者選定審査委員会において事業者によるプレゼンテーションも実施の上、優先交渉権者の選定審査を行っていただくこととなっております。

そして、12月下旬頃の予定で優先交渉権者の決定と基本協定の締結を行いまして、翌年の令和4年1月上旬に審査結果の概要の公表を行う予定としております。

その後、令和4年2月までに事業計画の詳細について確認した事業契約の借契約を行い、同年3月の議会定例会におきまして事業契約や指定管理者の指定などについて上程し、審議を賜る予定とさせていただきます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今お聞きしたスケジュールで進むとするならば、今年度中が大きなヤマ場になると思いますか、そういったことになっていけばいいなと私も期待するところであります。

また、議会や住民に逐一必要な情報を提供いただきたいと求めているとお思います。

最後に、この新たなみさき公園づくりの事業を推進する人員体制についてお尋ねいたします。

広大な敷地からも、また内容からも、この一大事業を進めるには相当の人員が必要だと私はずっと感じてきました。

一定の努力はなされてきたと思っておりますけれども、まだ不十分ではないかと私は思っています。

現在、この事業に携わる職員が何人いるのか、役割も含めてお答えいただきたいと思っております。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

現在、南海の撤去工事完了に伴いまして、7月より公募による事業者が決まるまでの暫定的な措置として、園内エリアの一部を先行開園しているところでございまして、まず、維持管理や整備体制といたしましては、都市整備部内の再任用職員の1名の配置換えを行いました。

そして、会計年度任用職員1名を新規採用し、配置したところでございます。

その他、都市整備部内の担当職員や土木作業員も必要に応じ従事して運営を行っているところとなっております。

また、維持管理や整備内容についてでございますが、主に窓口業務と維持管理業務に分けられますが、窓口業務といたしましては園内の案内、注意事項の説明、入退室管理などの業務を担っていただいております。

維持管理業務としましては、園内の緑地広場の草刈りや樹木の剪定、立入禁止区域を含めた巡視などの業務を行っているところとなっております。

また、加えて先行開園に伴いまして、開放エリアの電力やトイレなどを使用すること、利用者の安全性を確保するための防火設備の点検など、電気保安管理業務や浄化槽維持管理業務、防火設備の点検業務には専門的知識などが必要となっておりますので、新たな委託業務として実施する必要が生じてきております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私が聞いたことと答えていただいたことが少しだけ違うのだけれど、維持管理については、今よく分かりました。

それで、私はずっと気がかりだと思っているのは、今、お答えいただいた吉田理事とか、あと、あなたの部下とか、正規職員が何人このみさき公園の事業に関わっておられるのか、その点をお答えいただいているのですか。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

ちょっと質問にずれがあって申し訳ございませんでした。

みさき公園の業務は都市整備部の担当となっておりまして、都市整備部の産業観光促進課を中心に業務を担っております。

都市整備部でいいますと、さきに説明しました再任用の配置換えで1名と私、そして、産業促進課長と課長代理と、観光推進係の者が1名、5人でやっております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、5人とおっしゃいました。その中の1人は配置換えということで、この人は兼務ですね。

それは一つの努力だと私は見ているのですけれども、5人おられるうちの1人はほかの仕事もやりながらこのみさき公園のことも行われるということで、丸々1名というよう考えづらい面があるのかと思います。

また、今、お答えいただいている吉田理事についても、みさき公園のことだけではないですよ、お仕事。

イノシシが出たとか言えば行ってもらうようお願いしないといけないし、海釣り公園も担当だし、いっぱい仕事がある。

その中で、このみさき公園、新たなみさき公園づくりというのは、本当に岬町の今後を左右するような、またいいものを造れば、本当に一つの拠点となる、まちづくりの中でも非常に大事なものになっていくものでありますから、少しこの人員ではとても難しいと私は以前から思っていたのです。

計画づくりにそもそもこの人員では難しいと思っていたのだけれども、そこに加えて先行開園もしていますでしょう。だから、人がもっと必要なのです。

やはり、いいものをつくらうと思ったら人が必要なのですよ。

ですので、ここにはさらに職員の配置を手厚くする必要があるのではないかと私は思うのですが、けれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 答えさせていただきます。

確かに、職員の配置について、各部署においても少ない中で大変な仕事をいただいているのかなと思っております。

特に、今回のみさき公園の整備については、かなりの労力を使いますので、議員ご指摘のとおり、少ないかも分かりません。

その中で、都市整備を一括にしたのは、お互いに融通をしながら、助け合いをしながらやっていってくれということで、あそこを一つの部屋にしたということがあって、それから、2階に置いていた顧問を直接みさき公園担当に貼り付けたのも、そういったコンサルとの調整、また、そういった公園のノウハウについてのいろんな調査研究をしていただくために貼り付けております。

そういった中でもまだまだ現場を兼務してやっていただいておりますということについては、本当に申し訳ないなと思っておりますけれども、今、差し当たって何とか中の清掃等のうち、町がすべきところは町の臨時職員、言わば会計年度任用職員で賄っていただいておりますので、何とか今のところは無理をしながらでもやっていけるかなと思いますが、本格的に事業者が決まって、これから打合せするとなれば、少し職員の数も増やしていかなければならないのかなと思っております。

少ないことは確かに、他の課においても大変だろうと思っておりますし、特に観光振興については大変だろうと思ってます。

その分は、今後また人事担当とも十分協議をしてみたいと思っております。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 本当に、どこもかしこも人が足りないのですね。本当に大変な中で職員の皆さんは頑張っておられるなど、健康が心配だなというふうに私はいつも思っています。

町長のほうから、時期が来たらという感じかな、増員も考えている、可能性という感じの印象を受けましたので、それはできるだけ早く増員が必要だということを改めて求めたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○道工晴久議長 先ほどのコロナのところ、松井部長から数字の訂正をしたいという申出がございますので、お願いします。

しあわせ創造部長、松井清幸君。



○松井しあわせ創造部長 先ほど、質問項目（１）コロナ危機を乗り越えるための質問の要旨②の検査体制の拡大についての中で、大阪府における高齢者施設等の定期的な検査の施設数を誤って回答してしまいました。

併設する医療機関で検査が実施できるとして大阪府の検査を受けていない施設は３施設と答えたのですが、２施設の誤りです。それで、合計１１施設になると思います。

大変申し訳ございませんでした。

○中原 晶議員 分かりました。

○道工晴久議長 以上で、中原 晶君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。４時１５分まで休憩いたします。

（午後 ４時１０分 休憩）

（午後 ４時１５分 再開）

○道工晴久議長 休憩前に続きまして一般質問を行います。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員

松尾 匡でございます。

それでは、一般質問を始めます。

今年７月より、各地区で町長はタウンミーティングを開催されましたね。

そこで、新たなみさき公園について（補足資料）というものが各地区、会場で配られていたと私は聞いております。

中身を見ると、岬町議会某議員発行紙の「みさき公園」の記載に対する本町の考え方などについてという題で、某議員記載事項が左側に列挙されておりまして、その列挙されたことに対する意見というより、私から見るとほぼ行政側の言い訳がずらずらと記載をされております。

この某議員は誰なのか。

これ、記事内容の一語一句コピーされておりますが、ところどころおかしな文面にもなっておりますが、この内容、明らかに、私、松尾 匡のものですね。

この書類を町行政が住民へ流布しようとした最終責任者は、紛れもない町長でしょう。

これ、しかも、私には一切事前に断りもないまま、このような資料を平気で住民に流布する今の町長がいる。

岬町行政として、このような悪質で卑劣なやり方をするのは一体どうなのかということす

ね。

自分たちのやってきたことを顧みず、棚に上げておいて、一人の議員を槍玉に挙げ、悪者扱いをする今の町長。悪意を感じるこのようなことを平気で行う現町長に私は怒りを乗り越えて、心底呆れております。

これは、現町長としてやるべきことでしょうか。

このようなことをする現町長が担う岬町で、今後は大丈夫なのかと思います。資質が問われるべきものだと私は考えます。

そういう声が、実はタウンミーティングに参加された住民の皆さんからもいただいているんですね。

中には、そういった内容を私のところへ、こういった書面でも送られてきております。

先日、私自身も各集会所で私の議会報告会、そして意見交換会を住民の皆さんと行わせていただきましたが、そこでも同じように感じている住民さんは少なくありませんでした。

町のトップがこういった卑劣で悪意のある行動、言動を行っていいのか、私はこのような言動を行った今の町のトップである田代町長に対して最上級の遺憾の意をここで表明します。

ここで、タウンミーティングの場で住民の皆さんに配られたこの資料、新たなみさき公園について（補足資料）の中身について、これを流布する最終決断をした田代町長、あなたに直接質問をしたいと思います。

内容を見ると、過去に町長、行政の皆さんが発言されてきたことと、ここに書かれていることの乖離が激しい内容となっております。まさに矛盾だらけの言い訳的な内容となっております。

そこで、この矛盾した内容について一つひとつお聞きしたいと思います。

まずは、この資料の中の1番の（2）、この部分、この件、私はそもそも今後も人気があり使用できる遊具や施設を残す方法として、町財政負担にならないようにするための解決策の一つとして、ネーミングライツとかクラウドファンディングというのを提案したものでありますが、撤去以外は考えない一方向しか見ていない町の政策がいかげなものかということなんですよ。

現在、パークPFI法というようなことに基づいての指定管理者を募っているのならば、その条件に、修繕とか利活用を盛り込むこともできたはずだと思うのですよね。

事実、みさき公園にあった観覧車、観覧車ありましたね、シンボリックな観覧車。あれは、新しくできた那須高原りんどう湖ファミリー牧場というところで、実は再出発を飾ったニュースが報道されております。

つまりは、町長が老朽化しているから駄目だと言われていた遊具が今現実として復活、再スタ

ートをしていっているのですよね。

そのほかにもたくさんの遊具やプールもありましたね、イルカスタジアムもそうですけれども、再利用が十分可能な状態の遊具や施設が多かったのに、全てを撤去したということですね。

観覧車は残してほしいという声はかなり多く寄せられた遊具の一つですね。

民意を全く酌まず、方法も見出さず、そして見出せずに現在の何もないみさき公園を見て、誰がそのような遊具や施設が必要がなかったと考えるでしょうか。

これは、またこの資料の2番の(3)、ここに書いています。(3)です。(3)にもつながりますが、「借地公園に適用される公園撤退に伴う原状回復義務規定及び公園事業撤退に伴う基本協定書に基づき、町が必要とする公園施設以外は撤去するよう求めた」とありますが、義務規定においては、著しい損益を及ぼすわけではなく、むしろ、存置することが有意義であると認められた場合は遵守する必要はないとも言えるし、基本協定書を結ぶ時点で、義務規定について協議することが十分可能だったはずですね。

それでも、町の必要とする部分は残すと言いながら今のみさき公園です、現状のひどい岬町みさき公園のありさまですね。

もともと今のような何もない公園にするという計画が当初からあったのか、それともなかったのか、まずはお答えください。

町長、お願いします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 松尾議員のご質問にお答えいたします。

まず冒頭、この資料、タウンミーティングで出した、松尾議員に相談なしに出したということについては、私は何ら問題ないのではないかなと思います。

松尾議員が政務調査費を使った中で一般住民に出された。それについて、私どもは議員の名前は一切ここには出していません。松尾議員から名前を、これ、私だと言われている。

私どもとしては、それに対して、乖離がある部分についてはしっかりと住民に正確なことを述べていくというのが、当然、行政としての仕事であろうと。このように思って、タウンミーティングの場で質問を受けた場合は補足資料として、時間の都合もありますから、先に提案して、これを読んでいただいて、そして、なおかつ問題があれば質問を受けるといった形を取っておりますので、これについては問題はないのではないかなと、私はそう思い、それ以上のことをお答えすることはどうかなと思います。

それから、2番の問題について、南海にとって撤去費用の削減の問題についてですが、私は何

回も言っていると思うんです。

契約上で、言わば撤退をするときには、原状の形をしっかりと回復するというので、つまり、建っている建物については原状回復ということになっているわけなんですね。

その中で、町が必要とする建物については、残していると思うんです。

それから、観覧車については、私個人の考え方としては残してほしいなという気持ちもありまして、当初、南海さんとの話の中では撤去するか残すかということで、万が一、あれが既に年数的に経っているから、基礎部分に相当お金がかかるということであつたので、私としては担当と話をする中で、できれば将来的に住民の負担になるようなことは避けていきたいなと。気持ちの上ではまちのシンボルとして観覧車はあるわけですから、残してくれてもいいよと南海さんにはそう伝えていたのですけれども、南海さんのほうが、撤去して、移転するところがあるので撤去させてほしい、という意向で最終的にはそうなったように私は記憶しております。

ですから、何らそれについて南海とギクシャクしたわけでもないし、協定書からいくと完全回復ということになっておりますので、問題はないのかなと、このように思っております。

それから、もう1点は、もともと公園の問題については、私は自然の中で憩える公園と、ずっと言い続けております。

ですから、今、新しい施設がいっぱいできておりますけれども、そういったところと競合しても、これはとてもじゃない、我々はそういったノウハウもないし、第二の北海道の夕張になってはいけなと。岬町住民をそういった路頭に迷わすことはできないということから、老朽化施設を引き取ることは町の財産となるわけですから、それを新たにまた整備する、耐震化する、そういった場合には、相当な町の財政負担になってくるということから、私は重たいという言葉を使いましたけれども、そういった重荷を住民に背負わすことができないということから、原状回復という形を取ったことは事実であります。

公園が今、あのような形とおっしゃいますが、先ほども竹原議員、中原議員からもありましたが、私は決してあのまま放置する気はなく、しっかりと、住民に喜んでもらえる、そして町がそれによって賑わうという、そういった公園にしたいという思いから、今の状況から恐らく大きく変わってくるだろうと、このように思っております。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 そうしたら、この遊具施設の撤去について、議会で多分おっしゃっています。町の責任で持てるものであれば南海はきちんと考えるよと、残すよと言っていたはずですよ。

それを、南海が残さないというのはおかしいはずで、議会できちんと町長は述べています。

町長以下、行政職員が述べています。

だからこそ、使える遊具は残して、そして、そこにそれを使ってもっと発展させるという事業者、実は現れていましたよね。

何で、そこで話をつけられなかったのかということをごここで申し上げているわけですよ。

それが結局矛盾して、それも町長、ちょっと嘘に聞こえますよね。そのとき、きちんと言っていますよ。

南海がきちんと岬町で欲しいものがあれば残しますよと言っていましたよ、3月のときに。

それを、町長少し違う答弁をされていますよね。調べられていたら載っていますので調べてください。

あと、自然公園にするつもりだったということですよ。もともと、今日も町長は言っておられましたけれど、議会の皆さんの協力を得ながらというようなことは嘘なのかということですよ。

私は、残した上で事業者を募集するべきだとさんざん言ってきたはずですよ。

それを、結局のところ3月の議会、最終日まで持ち越して、決断というか議案が上がってきていたわけですよ。

その間、幾らでも話す機会があったはずですよ。私もずっと言ってきたはずですよ。

それを議会の皆さんの協力を得ながらというのは嘘にしか聞こえないのですよ。まずはそれをお伝えしたいなと思いますね。

また、公園事業に関心がなくて、土地の町有化にこだわったものではないと、この資料に書かれているのですよね、この資料に。

しかし、令和2年3月4日の一般質問中に、吉田理事も、具体的に伺いますか、詳細な調査をしたということをございませんとはっきりと言っておられますね。

その時点で、既に自然公園ありきの話ですよ。私が言っていることと違うことを言っています。

関心がなかったら、どんな公園にすべきか、少なくとも、普通なら調査をして、おおよそのイメージぐらいは普通はするはずだと思うのですよね。

だから、残念ながら町長は少し矛盾していないかということなのです。

ただただ、この資料の中に、将来にわたってみさき公園を残すためと書かれています。

このみさき公園という名称だけが今残っていて、実際は、やはり土地の町有化にこだわっていたというようなことと違うのですか、というふうに思えてなりません。

残す方法なんて幾らでも考えられたはずですよ。私も言ってきました。また、考えられたはずですよね。

私も幾度となくそうやって提案をしてきましたし、何度も公園ビジョンというのを町長に聞いてきましたよね。

でも、町長は一向にビジョンというのを示されなかったということですね。

普通、こういう公園を目指すから、これとこれを撤去するとか残すという決断を普通はするはずですけども、しかし、町長は当初からビジョンがあたりにならなかったということでしょう。

それなら、取りあえず土地をもらっておこうという考え方にしか私は見えないのですよね。

その考えのもとで撤去が進められましたね。

そして、今のみさき公園の現状を私たち視察しましたが、特に動物園側の撤去、これどうでしょうね。

動物園側の撤去、撤去の仕方ですね。とても中途半端ではないですか。

だから、私は土地の町有化に固執して公園事業に関心がなかったのと違いますかと、私のチェーンジ岬で住民へ説明をしたことは、今回も間違っていなかったのと違うかなと考えております。

町長がこの状態にしてしまった今、今までのやり方で後継事業者が訪れるのか、手を挙げてくれるのか。

先ほど、関心があるよという事業者いましたけれども、果たしてその事業者がずっと継続的に運営されるかどうかはまだはっきり不透明ですよ。しかも、手を挙げてもらえるかも不透明です。

こういう状況で、以前のようなぎわいの持てる公園にできるか、私は本当に疑問です。

そして、遊具や施設の撤去に関しては、南海とお互いに話がつけば、遊具や施設をそのままにできたはずということですよ。

逆に、もっと、先ほど私が言った撤去のことについて、もっときれいに撤去してもらおうとも言えたはずですよ、そうしたら。

現状が、原状回復と言うかどうかですよ。

無理やり埋め立てた猿山もあります。何もなくなったのに、動物がいたと分かる状態のままのエリアもありますよね。

そして、コンクリート丸出しのまま放置された、関係者以外立入禁止エリアもあります。

現状を見て、町長が主張する借地公園に適用される公園撤退に伴う原状回復義務規定を理由にするのはやはりおかしいと思いますね、私はね。

なぜなら、仮にそれを言うなら、もっときれいに撤去を求められなかったのかということです。どうしていくべきか、町のトップとして描けないといけないビジョンがやはり全くなかったからと言わざるを得ないと思うのですよね。

たくさんの方に親しまれていたみさき公園というのを閉園に追い込んで、遊具と施設を撤去して、動物も追いやって、みさき公園にあったたくさんのお仕事、雇用は完全に今はありません。何もみさき公園に今なっておりますよね。

この責任というのは大きいと思いますよ。

次、行きます、2番目。2番の1番です。ここの2と書いている1番目、これです。

南海に対して赤字経営に至った要因となった詳細な公園事業、決算データの提出を求めましたが、これ岬町が言っているのですよ、南海は非公開の考えを示し、経営内容を精査することができない状況であったと、ここには書いているのですよね。

とありますけれど、本当に南海電鉄に対して情報提供を求めたのでしょうか、まずこれが1点。そして、その求め方として、譲渡された後の運営方針を定めていくために、必要不可欠であることを南海電鉄にきちんと伝えて、協力をお願いをきちんとしたのかどうかという、そういう聞く立場としてお願いしたかどうかというのを聞きたいと思います。これが1点目ですね。

そして、また精査できなかった、できていないんですよ、何を根拠に今までの遊園地、レジャーランドというのを、今後のみさき公園ビジョンから真っ先に排除されたのか、この2点お答えください。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

まず、猿山の跡地がきちんと整備されていないと、こういう話ですけれども、元々、私は猿山は残してもいいと言っていたんです。

それを、南海が何とか原状回復まで持っていきたいという思いから、事実的に整備されたら、私はそう理解しています。

私は、猿の場合は、子どもが餌をあげたり、喜んで、それぐらいのことはいいだろうということで、南海のほうには無理やりに撤去ということは言うておりません。それは、確認してもらったら結構です。

しかし、南海のほうで、やはり原状回復という形で頑張っていたのかなと思っております。

それから、決算の詳細の依頼をしたのかと、これは当初議会のほうで何回も説明をしています。

決算書については、年間2億円から3億円の赤字が出ているという数字についてはもらっておりますけれども、その中身の詳細はいただいていないということを担当は説明したように思います。それは担当で説明させます。

このことについては、全て議会の承認を得て私はやってきたつもりでおります。

松尾議員はいろいろ質問なされたけれども、最終的には私どもが議会に提案したことについては議会で了解を得たものという理解を私はしております。その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

それから、土地だけを町が無償譲渡を受けるための方策しか町長は考えていなかった、何のビジョンもなかったやないかと。私は、ビジョンそのもののノウハウがないということを申し上げたと思います。

岬町にとって、職員も私も含めて、そういった公園のノウハウはないから、そういった意味でコンサルにお願いをするということを申し上げたと。これは議事録を見ていただいたらいいと思いますけれど、そのように申し上げております。

土地のみを主張したのではなくて、土地は岬町の都市公園として続けていくのなら底地が民間の土地であったら、町の土地でなかったら、いつ、都市公園を見直してくれと言われた場合には見直さなければいけない。そうなった場合に、都市公園が公園としての体をなさないということを申し上げたと思います。

そのためには、どうしても借地ではいけないと。それは町有地にして、都市公園としてやはりきちんと整備をしたいという思いから申し上げたんです。

参考のために申し上げますけれども、この中に書かれております、町長は南海が後継事業者があるにもかかわらず、それを断ったと。重たい荷物ということで断ったと。そうではないんです。

私は、そのときの内容は、これは公表はしておりませんが、あえて松尾議員が住民に公表していますから私は言いますが、あくまで協議の内容の中では6億円の金銭を必要としているんです。

それから、都市公園の土地を無償譲渡、これも条件と言っているんですよ。

そして、大幅な規制緩和もしてくれと、こう言った。協議の話なんですよ。

私は、直接、南海が願う後継事業者と岬町とは何ら契約の関係がないから、あくまで第三者的な立場ですから、直接の交渉は南海側にある。

後継事業者の選定については南海と後継事業者の中で行われることから、岬町としてはそこに入って交渉するべきではないと、私は担当にきつく指示しました、それは事実です。



しかし、今、申し上げたとおり、まず、この公園をやるには6億円が必要だと。土地は無償譲渡してほしい。そして、都市公園の規制緩和を外してほしいと、こういった協議もあって、南海さんはやむなく後継事業者の選定に至らず、岬町と撤退交渉するに至ったと。

こうした、経過があるんです。この詳細は公表できないものであり、あくまで、これは町が交渉したものではないが、そういう協議もあったことなんですよね。

それを松尾議員は、あたかもそういった町長が重たい荷物だからその交渉に入るなど、こういった全くかけはなれたことをおっしゃっている、住民に説明する際には責任を持って公表をしていただきたい。

そういう思いから、私はこのタウンミーティングでそういう意見が出た場合に、長々と話をするわけにいかないから、こういった補足資料を添付したものです。これまでもほとんどタウンミーティングでは必要なときは補足資料を出していますよ。

そういった意見がたくさん出るだろうと思って、私はタウンミーティングに挑んだのですが、案外とみさき公園についての質問が少なかったということでもありますので、松尾議員がおっしゃるように、土地の欲しさに岬町が無償譲渡を受けるのに、あえてそれを求めたというのは全く考え方の違いだと思います。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 一個一個いきますと、猿山を残してもいいと町長はおっしゃっていましたね。

けれど、南海は原状回復したいから猿山を壊したいんだということをおっしゃいましたけれども、じゃあ、公園管理者、責任者は誰ですか。町長ですよ。

岬町ということは町長ですよ。

町長がその指示をするのが当たり前ですよ、猿山をこうしてほしいというのは当たり前でしょう。

でも、それだったら町長が言うことでいくと、南海が勝手に行ったというように聞こえますよ。それはおかしいですよ。

もう一つ、決算書はあったけれども、詳細は精査していないということですよね。これは、もちろんここに書かれているとおりにですよ。

だから私は何で、まだ答えられていませんけれど、遊園地、レジャーランド、今まで賑わっていたものをまず排除したのかということを知りたいのですよ。これは後でお答えいただきたいのですけれども、まず、それです。

議会の承認を得たのだと言っておりますけれども、私、これ後でしっかりまた聞かせていただ

きます。聞きたいことがあります、これについては。

そして、ビジョンがなかったというのはご自身がお認めになったとおりでと思うのですね。それはいかがなものかと、私は言うております。

そして、民間の土地だったということ、民間の土地になってしまった場合、今後、公園は引き継げないのではないですかというお答えですよ。

これ、私もずっと議会では言うてきていますよね。だから、結局、土地にこだわらず、結局、みさき公園、何を残すかだと思っておりますよね、私は。

町長は何を残したいのですかというのが、私もまだ見えないところです、今の状態、今の状態ですよ。

けれども、これ新たな契約になるわけですよ、民間との契約になるわけですよ。一旦、南海が退いたということであれば。

そうしたら、契約でも何でも、今後、例えばこれだけはしてくださいよ、その代わり土地はもちろん譲渡しますということでもにぎわいが持てるはずですよ。

にぎわいを守るのか、土地を守るのか、公園を守るかなんです、大事にしようとしているのは。そこが今の町長と私とは違うということが分かりました。

そして、6億円の要求があったということが、今、初めて分かりましたよね。ということですよ。今、初めて分かったことですよ。

じゃあ、なぜそのときに議会に伝えなかったのかということですよ。

私、これ、令和元年9月議会でこの件について結構聞いていますよ。そのとき、一言もそういう6億円の要求があったなんて聞いたことなかったですよ。今、分かった事実ですよ。これも事後報告になりますよね。

だから、私は事後報告が多いよと、みさき公園の件についてはね。だから、私は少し疑念を持っているところがあります。

そして、南海電鉄が岬町に話を、要は、後継事業者、南海さんが探し当てられた後継事業者と事前の話が難航していたと。

そのときは、令和元年9月議会です。私、しっかり覚えています。そのときに難航していたのだと。

でも、南海さんから岬町さん、ちょっと三者協議しましょうよって、このとき事前に言われていますよ。実際言われているのですよ。だから、私は書いたのですよ。

そのテーブルになぜ町長はのらななかったのかということも、きちんと言っています。

なぜ、今ここになって事実を捻じ曲げようと、そういう発言をされるのか、私は不思議でならない。すごい大きな局面だったと思いますよ。だからこそ、私はチェンジ岬で書いております。

ちょっと、先に進みます。時間がありません。

次、進みますよ。時間がないので。

○道工晴久議長 ちょっと待ってくださいね。答弁どうしてもやりたいことがあるということなので、西部長から。

○松尾 匡議員 簡潔にお願いします。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 松尾議員からいろいろと疑義が示されておりまして、行政のほうから説明できない状況になっておりますので、幾つかご説明させていただきたいと思います。

まず、経営内容を精査できなかったのかということ、相手方に対して経営内容を求めなかったのかということですが、これについては、これまでも説明したとおり、南海に対しては経営内容の開示を求めてまいりました。

しかし、南海のほうからは公表された資料以外につきましては、経営内部に関わる詳細事項であり、公開できないということで公開いただけなかったというところがございます。

2点目の公園運営を排除したのかという点でございますが、これについては、本町については引き続き公園を運営するように南海に求めてきたということでございますので、決して公園運営を排除して最初から望んだものではないということでございます。

3点目の猿山を残して原状回復にはなっていないのではないのかという点でございますが、猿山については、もともと猿というのがなかなか移動が難しいということもありまして、南海が一番頭を悩ましていたところがございます。

それについて、町長はどうしても移動が難しいのであれば残すのもやむを得ないということでありましたけれども、最終的にはアドベンチャーワールドさんのほうに全て引き取られたところがございます。

猿山の跡につきましても、町はある程度、経費がかかるので、やむを得ないところもあるというところでありましたが、南海のほうは将来、転落等の事故が起こるとまずいということもありまして、できる範囲ということで埋め戻しをしていただいたところがございます。

それと、最後の交渉相手の件でございますけれども、これは、南海と相手の交渉でございますので、交渉内容については南海側の強い要望もございますので、詳細を公表できなかったところがございますが、いろいろな条件を示されたということにつきましては、議会のほうにご説明さ

せていただいたところかと思います。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 そうしたら、ここで6億円というのを出してよかったのかどうかということですよ。

いろいろ述べられましたけれども、なぜ遊園地、テーマパーク、今までのみさき公園というのを排除されたのかという理由になっていないですよ。西部長。

令和2年3月4日の一般質問で、吉田理事が具体的にといいますか、詳細な調査をしたということもないと言っているんですよ。

結局、そもそも調査していないことになりますよね、遊園地、テーマパークというところをね、それ、言っていること違いますよね。

ちょっと待ってください、次に進みます。

この2番の3、南海が探してきた事業者というのは、公園用地の所有権譲渡を進出条件の基本としてきたということですよ。

公園を安定的に管理運営するために所有権が必要とする岬町の方針としなかったということを書いておりますが、この事象こそ、やはり一部を町政を見ている土地の所有にこだわっていたのかなという証明になるのかと思うのですけれども。新たなみさき公園事業を安定的に管理運営するというならば、民間事業者のノウハウのとおり、それを行政が支える仕組みの構築ということこそ、岬町を潤し、安定させる最善のはずだと私は考えております。

わざわざ土地を町有化して、今、どうでしょう、固定資産税収入ありませんよね、なくなりました。

そして、管理費用、今日述べられました管理費用だけが、今、かさんでいるという状況ですね。また、これも先が見えない、決まっていない。先が見えない、不透明です。

これ、どこが安定的と言えるかですよ。

だから、町長が先ほど言われました後継事業者と、聞けたけれども、いろいろ云々言われました。

だけど、そこで話をつけておれば、でもテーブルにのっていないんですよ、町長。

そう言われていた。でも、話をしていないわけですよ。

そこがいかがかということをお前はチェンジ岬で述べているわけですよ。

この、ここに書いている安定というのは、一体何を示すのかお答えいただきたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 私から、南海との公園運営を見直していないのではないかと、発言に矛盾があるということ指摘されましたので、答弁させていただきます。私のほうが述べさせていただいたのは、あくまでも南海との協議の中で公園を残していくという方向の中で公園継続を目指して協議していたということですので、矛盾したものではないと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 私のほうも土地の基本協定の議決をいただいてから、新たなみさき公園を整備する担当として事業を進めてきた中で、今までのご発言の中で少し述べさせていただきたいところがございます。

土地の所有権といえますか、そもそもみさき公園は都市公園ということをご理解いただいているのかなということをおもっております。

都市公園というのは、地方公共団体が設置する公園でございます、公共施設になります。

その説明は以前もしてきておりますけれども、そういったところで、今、借地公園になっているということで、土地の所有権は町長も前におっしゃられていましたけれども、みさき公園を南海さんがすると言ったときに、元々、町の名義であったものを南海さんにお譲りした経過があるということも聞いておまして、そんな経緯もありながら協議をしてくる中で、今回、南海さんが撤退されるということで、所有権を本来あるべき都市公園の設置者である岬町が所有権を持つほうがいいということで、そういう協議を南海と整えていったということになったということであると思うんです。

都市公園は、自然を残すという言い方をされていますけれども、都市公園はそもそも緑豊かな自然の中で住民さんの憩いの場となるオープンスペースのことを言いますよね。

そんな中で、建ぺい率の基準があって、公園管理に必要な建物であれば建てていいよという中でやってきているわけなんですね。

そういう規制がありながらやってきているので、当然、自然を生かしながらというのは町長のお言葉の中で出てくるものなんです。そういうことを申し上げたいと思います。

○道工晴久議長 お諮りします。一般質問中でございますけれども、5時を経過すると思いますので、延長ということで皆さんにご了解いただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○道工晴久議長 ありがとうございます。

では、続けてください。

○松尾 匡議員 都市公園のことを言われておりますね。

この後の議案で、建ぺい率を変更しようとしていますよね。

さらに言うと、みさき公園、今まではどうだったのかということになってきますよね。

住民さんは、今までの価値というのを引き継いでほしいということをおっしゃっています。

けれども、建ぺい率がどうの、そのときは100分の2と言っていました。それを守るのだと言っていましたけれど、今、どうですか。次からまた変えようとしていますよね。それ、おかしくないですか。

当時、変えられるのだったらということですよ。今になって、なぜ変えるのか。守るというのであればね。

今までの公園がそれを守っているか守っていないか、私の口からは言いませんけれども、ただ、言えることは全国でも稀に見る先進の都市公園だったということは言えるはずですよ。

そこですよ、私が言いたいのは。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○松尾 匡議員 ちょっと、まだ途中ですよ。

○道工晴久議長 途中ですか。

○松尾 匡議員 この件、幾ら言っても、多分、言われることというのは都市公園とかという話で言われるかもしれませんが、当時は、都市公園というのを遵守していた、それで建ぺい率とか言われていましたけれども、今また変えようとしている、後の議案で。

次、進みます。少し言いたいことがあるので。

次、3番の3、これの3番の3です。

先ほどは2番の(3)からつながりますけれども、民間事業者が整備運営するほうが町が実施する場合と比較して、より良質なサービスの提供と町財政負担の軽減が図られるとはっきりと書かれています。

これ、少し矛盾してないかなというんですよね。

安定した運営というのは、良質なサービスにより実現をしております、実現するものだと考えます。

良質なサービスというのを提供するからこそ、顧客集客が可能となり収益につながり安定した運営につながるということだと思っております。

それには、やはり民間の力が必要なのだと明確に、町行政もこれは言っておりますね。

であれば、所有権にこだわって、南海電鉄がわざわざ探し当てた後継事業者と直接話をしなかったこと、そして、それにより生じた膨大な町が支払った費用、そして失った町税収入、ありま

すね。そして、長らく閉園された後の何もない公園がある。

これ、全てが当初、民間に頼らなかった結果だと私は思うのですね。

南海に後継事業者を探してくださいよと、それに応えた南海がいらっしまったわけですよ、事業者がいらっしまった。

でも、話のテーブルにのらなかったというのがそもそもの、まあ言ったら矛盾ではないのかと私は思うんですね、民間事業者のノウハウに頼るといっているのであればですよ。

なぜ、そこで話をつけられなかったのかというのをチェンジ岬で述べさせてもらっております。

○道工晴久議長 松尾議員、これ弁論でないので、一般質問ですから、質問に対して答えを求めるように、できるだけしてください。

○松尾 匡議員 そうですね、分かりました。それは守りたいと思います。

そうしたら、町長はみさき公園、今、何もない状態ですけれども、将来にわたってみさき公園を残すためとありますね。何を残したいのかお答えください。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○松尾 匡議員 町長、答えられないのですか。

○吉田都市整備部理事 町長にということですから、担当からお答えさせていただきます。

今、何もなくなったというのは、南海さんとの原状回復が終わったところと考えていただきたいと思います。

それで、少しでも、これはずっと説明してきておりますけれども、今のエリアの中で、住民さんに入っていただけるエリア、安全なエリアをジョギングや健康増進に役立てていただきたいということで開放している暫定的な措置でございまして、新たな公園については今募集しているところでございます。

その中で、新たなみさき公園の整備運営等に係る要求水準書に沿って、民間事業者が持つノウハウを付加していただく新たな民間事業者さんに提案を求めているところでございまして、何もないというのはちょっと認識が違うのかなというふうに考えており、みさき公園は新たなみさき公園に生まれ変わる途上であります。

そして、新たなみさき公園の基礎となるのは住民さんにお聞きしたアンケートやタウンミーティングでのご意見、そういったもので基本的な方向性をつくり上げて、細かい建設事業や運営事業、そういったところに求める要求水準をお示しして事業者からの提案を待っている状況であり、新たなみさき公園を集客、観光、そしてにぎわいの創出というテーマで、まちのシンボルとして、町の活性化の拠点となるよう我々、町長を筆頭に取り組んでいるところでございますので、こう

した取り組み状況をまずはご理解いただきたいと思います。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今、そうかもしれません。そうしたら、それがいつまで続くのかということです。

いつまで、その募集を続けるのか。もし、事業者が現れなかった場合どうするのかというところが見えないから、不透明だから私は質問をしております。

これ、ちょっと聞きたいことなのですからけれども、5番の(4)です。行政内での目指す方向性がずれていることはないと資料に書いておりますけれども、令和2年3月4日の一般質問中では、町長は岬町の自治体でみさき公園の、言わば都市公園の中で自然公園の位置づけをしてやっていきたいなのというのが私の思いと言っておられますけれども、令和2年3月24日の定例会3日目の負担付きの寄附の事業についての議案で、私が自然公園として求めていくのか、私が聞いたことですよ、自然公園として求めていくのか、それともそうではない、今までの形態である遊園地、テーマパークといったところを盛り込んでの公募にしていくのかというのを聞いたのですけれども、そこで吉田理事はこう答えました。

今のみさき公園の形を新たな要素も含んで継承して運営を担っていただけるように考えてまいりたい、と言われております。

この時点で、チェンジ岬にも書きましたけれども、町長と吉田理事と全く違う公園図を提言しているのですよね。だから、私はずれていないかと言ったのですよ。

この説明を求めたいのです。なぜ、今のみさき公園の形を新たな要素も含んで継承して運営してまいりたい、と言ったのかどうか。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

今のみさき公園の形という抽象的な言い方をしてしまったことについては失礼があったかなとは思いますが、今のみさき公園というのは、公園奥の海岸線から緑、森林エリアが大部分を占めており、33ヘクタールの面積がある中で、保安林をはじめとした、緑豊かな森林エリアが多く残されています。

そして、本来の都市公園は、公共のオープンスペース、空間ということでもあります。

そこで、南海さんが工夫されて、遊園地エリアや動物園エリアを設けこの間、運営されてきたと思うんですけれども、そういう本来の公園施設を保ちながら都市公園を存続していくという基本方針のことを今の価値を生かしながら、新たな要素を組み入れた提案を募集していくという意味で言ったものでございます。



○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私、丁寧に遊園地やテーマパークと言ったところも聞いていますよ。

だから、それは大きなことですよ。だから、私、吉田理事のお答えがあったからこそ賛成をしたのですよ、正直。

もういいです。それを伝えておきたいと思います。

それぐらい重要な局面だったということを申し上げます。

次、行きます。

5番の5です。町が希望すれば、施設や動物は譲渡される可能性もあったことが記載されておりますけれども、そこで。

しかし、町は財政を鑑み、維持負担が困難と判断して施設撤去と動物の移転を求めた、というようなことだと思うのですよね。

現在、今、痛々しい姿と私は考えておりますけれども、みさき公園があります。

そして、タウンミーティング直前に、突然、辻褄合わせのように無料開放も始まっております。

しかし、みさき公園に係る税収入が激減していますよね、もちろん固定資産税のことです。

また、みさき公園に係る負担が激増したこの状況でも、町財政負担を考慮したと言えるのかということなのですよ。

しかも、今後も不透明だと言っています。

私の調べたところでは、やはり、これ固定資産税大きいです。億近くだと私は考えております。逆に、令和3年度の歳出予算では、みさき公園管理費として2,500万円と言っておられました。

さらに、コンサル事業者に2,605万円の委託料を支払っておりますよね。

私が調べた限りで試算すると、令和2年度からの損失、それら固定資産税の損失と支出の合計は、ほぼ2億円を越えておりますね。

これ、みさき公園だけです。みさき公園の事業だけです。

この状態、財政負担を考慮したと本当に言えるのかということですよ。

仮に今、行っているといえども、今後、どれだけ続くのかというのを懸念しているわけです、私は。

仮に百歩譲って、新しい事業者が決まったとします。そして開発して、運営されたとします。

では、この事業者が仮にその公園で1,000万円の利益を出したとしましょう。そこに、町としてはどれぐらいの税金収入が入ってくる考えを持たれているのかお答えください。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

町としましては、南海が所有していた遊具や動物を撤去することが住民負担を軽減することに繋がると判断しています。

○松尾 匡議員 質問内容は。

○吉田都市整備部理事 はい。確認をいたしますが、公園の維持管理費から固定資産税の話に転化していきましてけれども、どういう回答をしたらいいですかね。

○松尾 匡議員 聞きたいのは、今のみさき公園の中に事業者を募集されて入ってきました。

その事業者が事業をされて、仮に1,000万円の利益が出たとしましょう。

その1,000万円の利益の中に、どれだけの岬町の町税を見込んでいるのか。

要は、新規事業者が岬町に入ってきて、その事業者が事業を行って、1,000万円の利益が出た場合に、それが何%町税に入ってくるのかということです。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えいたします。

募集要項にお示ししている中に、都市公園ですので、建物を設置する際の設置使用料とか、うちの残している建物を利用している際には指定管理の制度を使おうとしていますし、おっしゃられる収入が利益が出たときに事業者から町に支払う納付金を頂くというようになっており、具体的には、今後の事業者、優先交渉権者が決定してから、この取り扱いについて協議となるよう、今の募集要項はそのようになっております。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 先ほど松尾議員から、みさき公園を町有化することによって億近くの町の損失というお言葉がございましたが、どのような試算されたか分かりませんが、決してそのような額ではございません。

もう少し少ない額でございます。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 それは全ての額ですか。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 今、手元に資料がございませんけれども、基本的に個々の事業者の税込額を公表することはできませんのでご理解ください。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私の試算でということでは付け加えておきますけれども、ただ、決して少なくないですよ、これは、やっぱり。冷静に考えてみても。

先ほど、いろいろ規定があって、これからだということをおっしゃいました。

この時点で、やはり、今後の町に入ってくる税収というのが、少なくとも、多分、固定資産税以下だと思うのですよね。

今まであったところが固定資産税がなくなった、これからは事業税が使用料として町は税収を頂くという形になろうかと思えますよね。

この時点で、仮にこの事業者が利益を出せるかどうか分からないですよ。

そうなったときに、管理運営をずっとその事業者が続けられるかどうか不明瞭です。

では、その事業者が撤退したときに、また町税が管理費として町税2, 500万円以上が使われるのかどうか、ここに私は危惧をしています。

要は、疑問を抱いているということですよ。

それでは、なぜそのとき、要は町長がテーブルにのらなかったことが一番責任が重かったのではないですかと、そこで話をきちんとつけていけば、テーブルにのって話をするぐらいすべきではなかったのかということをおっしゃりたいのですよね、これは。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えします。

松尾議員さんの考え方はあると思うんですけど、まず、最後に言われた想定論というのは、これは誰も分からないことで、実際、こうなるだろうという基に計画を立てるわけですから、想定論を言われると、全くそこには議論の余地はないわけですから、その辺はご理解していただきたいと思います。

それから、南海さんでさえ2億円、3億円の赤字が出てるんですよ。

全くの素人の役所が、職員を配置してこの公園を実際に運営したら黒字になると思いますか。私はさらに赤字になってしまう可能性が大きいと考えています。

そうならないためにも、やっぱり民間事業者を募り、事業者に委託をしてお任せする、その中で今後の税収の減った分については、国の地方交付税による補てん、または差額については事業者との契約の中でお話を進めていく、町の納付金などにより、町に損失のないように考えていく、これが現実ではないかなと私は思うのです。

それで、よく既存の施設と言われますけれども、老朽化してるんですよ。その老朽化して、それを町が引き取ったら全て公共施設なんですよ、これ。

公共施設にすると整備をしないといけないからそれに莫大なお金がかかるんですよ。そういったことを考えて、私は、やはり原状回復をお願いしたいと申し上げていることは理解をしていただきたいと思います。

○道工晴久議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど私、観覧車のことを言いました。

これ、老朽化で復活している事例を伝えています、議会で。

しかも、こうしたら人がいっぱい来ていますというのもきちんと伝えております。

ここで、言わば町長と私の考えが全く違うのかなということが分かりました。

老朽化は駄目だという町長のお考えがはっきり分かりました。

しかし、生駒山上遊園地はどうか。現存する大型遊具としては国内最大の規模とありますね。あれ、一番古い遊具なのですよね。それが、今、最も活用されておりますね。

みさき公園には、西日本で最古のジェットコースターがあったということですよ。それを老朽化と町長はおっしゃった。

私はそうではない。だから、議会でこうしていこうよ、ああしていこうよと何度も提案をしましたがけれども、結局、撤去に至ったということですよ。

それはそれで考え方の違いということでもいいと思うのですよね。

○道工晴久議長 すみません、2人の会話はやめてください。

○松尾 匡議員 分かりました。

もう時間がないのですけれど、もう言っている時間がないのですけれども、最後言おうとしたのは、結局、発言にやはり責任を持っていただきたい。

今日でも全然違いますよ、きちんと議事録を読んでください。言っていることが違いますよ。

今までの行為で、本当に私は残念ながら失望しております。そして私の住む大切な岬町の今後をこれからも、私は田代町長に任せることはできません。

10年先の未来が今、見えない。目先のことで精いっぱいであるという今の政治では、幾らきれいな言葉を並べ立てても、岬町を存続させていけるはずがないと私は言うておきます。

これ以上、岬町を廃れさせたく、私はありません。新たなことに挑戦して、岬町のPRを最大限に行い、そしてにぎわいを創出し、住民の満足度を高める、私は住民の皆様と一緒にそんな岬町をつくっていきたく強く思い、そして実現していくつもりであります。

○道工晴久議長 以上で、松尾議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

今期、この一般質問につきましては大変皆さん方にご協力いただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、本日はここで散会いたします。

各常任委員さんには委員会付託分の審議につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次の会議は9月7日の全員協議会終了後に開きますので、ご参集方よろしくお願いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 5時16分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年8月20日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 反 保 多 喜 男

議 員 辻 下 正 純